

KPMG

毕马威

2025 年度 香港 (SAR) 投資ガイド

KPMG中国 香港事務所



kpmg.com/cn

はじめに

本冊子は、中華人民共和国香港特別行政区（Special Administrative Region、SAR）（以下、香港（SAR））での事業展開などを考えられている方々のため、投資などに係る基本的な情報を提供することを目的として発行しています。本投資ガイドの内容はすべての事項を網羅するものではなく、またそれを目的としていません。各事項に関する詳細な規定や例外的な取扱い、特定の個人や会社の状況を前提とした事項は記述されていません。

また、本冊子に記載されている内容は、特に断り書きのない場合、2025年1月末時点に入手可能な情報にもとづいたものです。本冊子の発行後に法令などが変更されることもありえます。必要に応じて、専門家の詳細かつ最新の情報に基づくアドバイスを受けることをお勧めします。

本冊子に関するお問い合わせは、最終ページの担当者までご連絡ください。

改訂：2025年2月

KPMG中国 香港事務所

8th Floor, Prince's Building, 10 Chater Road, Central, Hong Kong
香港中環遮打道10號太子大廈8樓

3rd Floor, South Island Place, 8 Wong Chuk Hang Road, Hong Kong
香港黃竹坑道8號 South Island Place 3樓

T：+852 2522 6022

F：+852 2845 2588

kpmg.com/cn

目次

第1章	ビジネス環境	1
	1. 香港（SAR）の概況	1
	2. 香港（SAR）の活用方法	5
	3. 大湾区（グレーター・ベイ・エリア、GBA）計画	8
	4. 2024年施政報告	11
	5. 金融イノベーションの取り組み	13
第2章	香港（SAR）への進出方法	15
	1. 事業形態	15
	2. 設立手続	16
	3. 法人構成	20
第3章	事業規制	22
	1. 年次コンプライアンス	22
	2. 外国人に対する要求事項、労使関係	24
	3. 減資、合併及び清算	27
第4章	会計・監査制度	31
	1. 会計	31
	2. 監査	32
第5章	税制	34
	1. 直接税	34
	2. 間接税	55
	3. 香港（SAR）における租税協定	58
第6章	資本市場関連規制	60
	1. 株式公開	60
	2. 中国資本市場との相互アクセス	71
	3. ESG開示規制	74
	略語一覧表	78
	KPMG中国香港事務所連絡先	79

第1章

ビジネス環境

1. 香港（SAR）の概況

香港（SAR）は、中華人民共和国（以下、中国）の特別行政区のひとつです。アヘン戦争の講和条約である1842年の南京条約により清からイギリスに割譲され、その後長い時間をかけて自由貿易都市として発展し、アジアの貿易都市の中心となりました。1997年7月1日にイギリスから中国に返還され、「中華人民共和国香港特別行政区」として再出発しました。1984年の中英共同宣言により、中国に返還後の50年間は香港（SAR）の資本主義経済、政治及び社会システムを変更せず、一国二制度を保つこととされています。中央政府は香港（SAR）の外交政策及び軍事問題のみを担当し、その他の自由貿易、自由企業経済、低税率を保持することに関しては香港（SAR）の自治に任せることが、1990年に中央政府が認めた香港基本法（Basic Law）に規定されています。

香港（SAR）は、香港基本法第109条において、国際金融センターとしての地位を維持することを行政政府に求めており、事実、常に国際都市ランキングの上位に位置しています。外貨管理規制がないことに加えて、香港ドル、米ドル、ユーロ、人民元の多通貨決済環境が整備されている点は、特に東京、シンガポールや上海といった他のアジア金融センターとの比較において、香港（SAR）の独自の強みと言えます。また、人民元のデジタル化への移行が進む中、香港（SAR）は、引き続きオフショア人民元の決済ハブおよびコーポレート・トレジャリー・センターとしての役割が期待されています。

● 人口

香港（SAR）の人口は約753万人です（2024年6月時点推計）。人口の約92%は華人でそれ以外は他民族及び外国人になります。また、日本人は約2万3千人（2024年10月1日現在、外務省海外在留邦人数調査統計）が香港（SAR）に在留しています。

● 言語

香港（SAR）の公用語は中国語および英語です。香港（SAR）では日常的には広東語が最も使用されていますが、ビジネスにおいては英語、普通語が一般に広く使用されています。

● 宗教

宗教の自由は香港居民の基本的権利になっており、基本法などで守られています。香港（SAR）には仏教、道教、儒教、キリスト教、イスラム教、ヒンデュー教、ユダヤ教などがあり、そのほとんどは仏教と道教で占められていますが、キリスト教も幅広く信仰されています。

- 面積及び地理

香港（SAR）は中国の南部に位置し、面積は東京都の約半分の大きさの1,115平方キロメートルです。香港（SAR）は香港島、ランタオ島、九龍半島、新界地区と261の島から成り立っています。

- 通貨

香港（SAR）の通貨は香港ドルで、米ドルとのペッグ制（自国の通貨と特定の通貨を連動させ一定水準に保つ制度）をとっています。中央銀行と呼べるものはありませんが、不安定要因が市場に出てくる場合は香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority、HKMA）がそれを調整するシステムが導入されおり、2005年5月以降、1米ドル=7.8香港ドルを基準として7.75~7.85香港ドルを許容変動レンジとすることが為替政策とされています（カレンシーボード制）。

したがって、日本円と香港ドルの為替相場は、日本円と米ドルの為替相場と相関しており、過去数年と比較すると、対米ドルの動きに合わせて、対香港ドルでも円安基調となっています。

	日本円/香港ドル	香港ドル/米ドル
2022年 3月31日	15.61円	7.83香港ドル
2023年 3月31日	16.98円	7.85香港ドル
2024年 3月28日	19.34円	7.82香港ドル
2024年 12月31日	20.22円	7.76香港ドル

（参照元：The Hong Kong Association of Banks ウェブサイト）

(1香港ドル当たりの日本円の為替レートの推移)



(参照元：みずほ銀行 ウェブサイトを基に作成)

● 金利

香港（SAR）の金利は、香港ドルの米ドルペッグ制を維持するために、米国の政策金利を追従する方針が採られています。一方で、海外から香港（SAR）への資金流入が発生すると金利は相対的に低下方向に、逆に資金流出が発生すると相対的に上昇方向に圧力がかかるため、HKMAが資金の流動性を調整することで金利の安定化を図っています。なお、市中金利については、市場主導型で各銀行の裁量に任されている点が中国本土と異なります。

● 法制度

香港（SAR）では一国二制度のもとで、法の支配と、行政府と立法府から独立した司法に基づくコモン・ロー制度が導入されています。また、香港国際仲裁センター（Hong Kong International Arbitration Centre）があり、世界各国・地域から集まった経験豊かな仲裁人が多数存在し、中国関連の仲裁実績も多くあります。香港（SAR）の仲裁判断はニューヨーク条約締結国において執行可能となっています。

- 政治・経済動向

2017年7月1日の中国返還20周年の記念式典において、中央政府は香港（SAR）、マカオ（SAR）、広東省の各政府と「広東・香港・マカオの協力深化による大湾区建設推進に関する枠組み協定」に調印し、大湾区計画が具体的に動き出しました。大湾区計画では2035年までに広東省9都市、香港（SAR）及びマカオ（SAR）を合わせた経済圏を世界的な競争力を有する経済圏に成長させることが示されています。

2019年2月、刑事事件の容疑者を中国本土に引き渡せるようにする逃亡犯条例改正案に端を発した一部の市民による抗議活動とそれに対抗する行政府の対応が世界中の注目を集めることとなりました。加えて、2020年6月に施行された国家安全維持法は様々な議論を引き起こしましたが、2025年1月現在、一連の法制度施行に伴う政治的な混乱は収束をみせています。

新型コロナウイルスのパンデミック発生以降、香港（SAR）は厳格な入境規制、特に中国本土との往来制限に伴う経済活動の抑制が経済面で最大の懸念事項となっていました。2022年9月から香港（SAR）外からの強制隔離措置なしでの入境が可能となっており、往来については正常化しています。なお、香港（SAR）での居住や長期間就労を行う場合は事前にビザの取得が必要ですが、日本のパスポート保持者の場合、90日以内の滞在であれば、ビザは必要ありません。

香港（SAR）政府によると、今後の経済見通しとして、世界経済の不確実性の高まり、貿易摩擦の激化、居住者や観光客の消費パターンの変化に伴う域内消費の低迷などが重しとなる一方で、主要中央銀行による追加的な金融緩和や、中国本土の様々な刺激策の導入が下支えとなることから、2024年の実質GDPの成長率は2.5%と予測されています（2024年12月現在）。

- キャッシュレス社会

香港（SAR）では、2018年からOpen API フレームワークやQRコードによる即時決済サービス（Faster Payment System、FPS）の運用が開始されています。さらに、HKMAは中央銀行デジタル通貨の分野において国際決済銀行及び中国人民銀行と協力し、デジタル香港ドルの流通、人民元による越境決済の技術テストを引き続き支援しています。

2. 香港（SAR）の活用方法

(1) 低税率と簡易な税制

香港（SAR）の税制は簡易であり、かつ、税率が低いことが特徴です（第5章 税制 参照）。

- 低税率

給与所得税、法人所得税が他の国や地域と比較して低く抑えられていることが特徴です。現在は給与所得税は最高17%、法人所得税は16.5%です。

- 簡易な税制

税の種類自体が少なく、それぞれの本法の内容は極力簡明に記載され、その分量も少ないのが特徴です。さらに毎年税制改正も他国と比較して少ないと言えます。ただし、簡易な税制ゆえ、政府予算に対する市民、職能団体との意見交換が活発に行われており、毎年税額控除などの改正が行われています。さらに、政府は電気料金や固定資産税（Rates）の補助など様々な面から市民に還元する優遇政策をとっています。

なお、香港（SAR）では配当、利息の支払いに対する源泉税はありません。

(2) 地理的戦略拠点

香港（SAR）は、アジアの中心部に位置し、交通の便がとても良く、アジアの主要な市場へのアクセスも容易です。したがって、グローバル企業は香港（SAR）に拠点を設けることによって地理的な優位性を持つことができます。

- 日本との時差は1時間のみ。
- 香港国際空港は航空会社が約120社就航しています。将来のフライト数の増加予測にともない、第三滑走路が2022年11月から供用され、2024年11月より3本の滑走路の同時運用が開始されています。
- アジアの主要な都市に4時間以内のフライトでアクセスが可能で、5時間以内のフライトで行けるエリア内に世界の半分の人口が居住しています。
- 香港（SAR）から中国本土市場へのアクセスが容易にできます。中国本土最大、かつ最も生産性の高い製造拠点である珠江三角洲（パールリバーデルタ）地帯は、香港（SAR）のすぐ北側に位置しており、同地域には、香港（SAR）および海外企業の数万の工場が存在しています。深圳、広州、東莞などの主要都市は、消費財とビジネスサービスの大きな市場を形成しています。

- 香港（SAR）と中国本土間の人と物の流れをより円滑にすべく、2018年に広深港高速鉄道（全長142Km、香港（SAR）と広州間を約60分で移動可能）、港珠澳大橋（全長55Km、香港（SAR）と珠海間を約30分で移動可能）が開通しました。

(3) 世界最大のオフショア人民元市場

世界最大のオフショア人民元市場である香港（SAR）では、中国とその他の国との間におけるすべての貿易、当座勘定取引および、海外直接投資、対外直接投資について人民元による取引が可能です。また、人民元の預金、投資、保険など様々なサービスを受けることができます。

香港（SAR）は中国本土から見ると人民元の国際化を達成できる理想的な市場と言えます。外国企業の視点で見ると、人民元を使用することで、人民元での取引を好む中国市場の顧客、サプライヤーへのアクセスの機会が増え、中国側での為替リスクへの対応などが不要となるなど、価格の透明性が得られ、取引の効率化が期待されます。

なお、オンショア人民元市場とオフショア人民元市場の関係は、オフショアの金融機関は限られた場合を除きオンショア人民元為替・金利市場にアクセスすることができず、その逆もできません。その結果、両人民元市場の取引参加者は異なり、レートも基本的に異なる点には留意が必要です。

(4) 資本や情報の自由な流れ

外貨管理規制のない香港（SAR）では、自由な資本取引が行われる環境であり、海外との貿易、インバウンド、アウトバウンド投資などにも対応し易い状況にあります。情報の規制、管理も比較的厳しくなくインターネット上でも容易に情報を取得、発信できることはビジネスをする上では大変重要なことであり、強みになります。

(5) 日系企業の進出と日系企業へのサポート環境

日系企業の香港（SAR）進出には様々な法人がそのサポートをしているのと同時に香港投資推進局（Invest HK）という政府系の団体がインバウンド投資のプロモーションを常に行っています。日本語を話せるスタッフもおり、海外で日本語を使用できる環境が整っています。

その他に政府による企業支援もあります。日系企業に限らず、特にスタートアップ企業に対してはインキュベーションプログラム、設備購入やマーケティングを目的としたローンに対する支援、技術革新基金などの様々なプログラムがあります。

(6) 今後の香港（SAR）

2019年の大規模デモ以降、香港（SAR）の将来性についてネガティブな意見があることも事実です。しかし、中央政府が取り組んでいる大湾区計画により、香港（SAR）を含む同地域は今後大きな経済成長が期待されています。とりわけ大きな成長が見込まれるイノベーション&テクノロジー、金融、運輸・物流の3つの分野に対して香港（SAR）が果たす役割は大きいと考えられます。また、中央政府が推進する「一帯一路」政策において、香港（SAR）は地理的に中国とアジアのハブとなる重要な位置にあります。中国のゲートウェイとしての香港（SAR）の役割の重要度は今後も増していくと考えられます。

香港（SAR）は、大湾区計画の進展とともに、国際金融センター、運輸・物流ハブ、イノベーション&テクノロジーセンター、国際紛争解決センターとして、さらなる発展を遂げることが期待されます。

3. 大湾区（グレーター・ベイ・エリア、GBA）計画

大湾区とは、香港（SAR）、マカオ（SAR）及び広東省9都市（広州市、深圳市、珠海市、佛山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市）を合わせた経済圏を指し、その規模は面積約56,000平方キロメートル、人口約8.7千万人、域内のGDPは1.99兆米ドルです（2023年12月時点）。人口は、他のベイエリアと比較しても、東京圏の約2倍、ニューヨーク圏の約4倍に相当します。

2017年7月の中央政府、香港（SAR）、マカオ（SAR）、広東省の各政府による「広東・香港・マカオの協力深化による大湾区建設推進に関する枠組み協定」の締結以降、大湾区計画は、国家戦略として本格的に動き始めました。2019年2月には、中央政府が「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」（以下、「計画綱要」）を発表し、2035年までに大湾区を世界トップクラスのベイエリアに成長させることが示されました。「計画綱要」では、具体的に以下の7つの発展分野が示されています。

大湾区計画における7大発展分野

1. 国際的なイノベーションとテクノロジーハブの構築
2. インフラの接続性を促進
3. 世界的に競争力のある近代的産業システムの構築
4. 環境保護の促進
5. 質の高い生活圏の構築
6. 一帯一路構想における協力強化と共同参画
7. 広東・香港・マカオ間の相互協力プラットフォームの共同開発

大湾区都市群

Hong Kong (SAR)	香港 (SAR)	国際金融、運輸・物流、イノベーション&テクノロジー、紛争解決センター
Macau (SAR)	マカオ (SAR)	世界的な観光・レジャーセンター、文化交流連携拠点
Guangzhou	広州	国際的な商業・貿易センター、交通の要衝
Shenzhen	深圳	テクノロジー・イノベーションセンター
Zhuhai	珠海	国際的資源と中国とのゲートウェイ
Foshan	仏山	製造業イノベーションセンター
Huizhou	惠州	現代化した山水緑化都市
Dongguan	東莞	国際的な製造センター
Zhongshan	中山	テクノロジー・イノベーションセンター
Jiangmen	江門	イノベーション・ベンチャー都市
Zhaoqing	肇慶	南西部と隣接するハブ都市

<大湾区における香港 (SAR) の主な役割>

01
国際金融

- 投融資のためのプラットフォーム提供
- 金融面での協力や発展を促進
- オフショア人民元業務
- グリーンファイナンスの促進
- 高品質な保険サービスを提供

02
運輸・物流

- 世界一流の航空産業集積地を形成するためのハブ
- 海事・海運サービスの更なる発展
- ヒト・モノのスムーズな越境と移動の確保

03
イノベーション&テクノロジー

- 基礎研究能力の向上を図り、越境協力を強化
- 産・学・研の統合を深化
- 技術革新プラットフォームの開発と育成
- 研究成果の商業的応用を促進

04
紛争解決

アジア太平洋地域における国際法律・紛争解決センター

(出所：2019年4月香港 (SAR) 政府公表資料を基に作成)

その他、医療サービス、高等教育、クリエイティブ産業といった分野において香港（SAR）は強みをもっています。

また、香港（SAR）政府は、「Hong Kong 2030+：2030年を超える計画ビジョンと戦略に向けて」を策定し、深圳と一体となって香港（SAR）を発展させるための開発ビジョンを提唱しました。その中では具体的に香港（SAR）北部を開発し、大湾区と一体として開発するプランが示されています。

具体的には、深圳湾を挟んで、深圳の前海地区から香港（SAR）の元朗区を重点開発エリアとする新界北商業中心区と、深圳との出入境エリアとなっている落馬洲を中心するエリアにおいて、科学技術のイノベーション産業を発展させる計画となっており、深圳との直通を含めた鉄道の新設・延伸も計画及び実行されています。

4. 2024 年施政報告

2024 年 10 月に香港（SAR）行政長官より公表された 2024 年施政報告において（1）国際金融、海運、貿易の中心地としての香港（SAR）の地位の向上、（2）イノベーション・テクノロジー（以下、I&T）部門とデジタル経済の発展の促進、（3）グレーターベイエリア（以下、GBA）との連携強化が挙げられています。

主要なビジネス関連の施策

優秀な高度人材の主要な誘致策

- 「8つのセンター」（※）の発展に必要な人材を含む、人材リストの更新
- トップ・タレント・パス・スキームに基づく高所得人材の最初のビザの有効期間を2年から3年に延長
- 人材開発を目的として香港（SAR）に一流人材を積極的に誘致するため、既存の優秀人材入境スキーム（Quality Migrant Admission Scheme）への新しい仕組みの導入

（※）8つのセンターとは、国際金融センター、国際イノベーション・技術センター、東西国際文化交流センター、国際貿易センター、国際海運センター、国際航空ハブ、アジア太平洋地域における国際法律・紛争解決サービスセンター、地域知的財産貿易センターを指す。

国際的な金融センター

- 相互市場アクセスの深化（例えば、ボンド・コネクトのサウスバウンド取引の拡大検討など）、オフショア人民元ビジネスの拡充（例えば、株式・債券市場での人民元建て商品の導入拡大など）
- 損害保険事業をさらに発展させ、香港（SAR）にキャプティブ保険会社を設立させるために中国本土および海外の大企業の誘致
- 新資本投資参入者スキーム（CIES）を強化し、（1）高級住宅への投資（2024年10月16日発効）、（2）申請者が100%所有する適格民間企業を通じた投資（2025年3月1日発効予定）を、投資基準達成に向けて許容される金融資産としてカウント
- 上場申請の審査に要する時間の確実性を高めるべく関連する手続を最適化し、市場の効率性を高め、取引コストを削減することによる、証券市場のさらなる強化
- 国際的な金取引市場と金の物理的保管施設の発展

<p>国際的な海運センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 船舶仲介、融資及び賃貸、海上保険、海事仲裁などの付加価値の高い海運サービス開発の促進 海運サービス及び関連する金融・専門サービスの需要を増大させるための商品（金属や鉱物など）取引エコシステムの構築
<p>国際的な貿易センター/ 本部経済</p>	<ul style="list-style-type: none"> 香港（SAR）に国際または地域貿易およびサプライチェーン管理本部を設立するための、中国本土企業を誘致する付加価値の高いサプライチェーンサービスセンターの構築 東アジア地域の包括的経済連携（RCEP）への早期加盟の追求と、一帯一路諸国などの優先市場のさらなる開拓 2024年末までにおける、提案されている本拠地移転制度の立法会への法案の提出 香港登録企業の外国人従業員に対する中国本土へのマルチビザの有効期間を最大5年に延長（2024年10月16日発効）
<p>国際的なイノベーション・テクノロジーセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生命・健康技術、AI・ロボット、半導体・スマートデバイス、先端素材、新エネルギーなど、戦略的に重要な特定の新興・未来産業への投資を促進する「I&T産業重視型ファンド」の設立 戦略的産業のスタートアップに共同投資する、I&Tベンチャーファンドの下での市場との共同でのファンド設立 香港（SAR）にアクセラレーター拠点を設置する専門のスタートアップサービスプロバイダーを誘致することにより、スタートアップの成長を促進する、I&Tアクセラレーター・パイロットスキームの開始 低空経済を経済成長の新たな原動力として発展させるための作業部会の設置。例えば、開発戦略の策定、適用シナリオの検討、関連規制の改正、支援インフラの構築
<p>GBAとの連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> より高いレベルの連結性を構築し、政策の革新とブレークスルーを促進し、規則とメカニズムのより広範な調和を追求し、I&Tと関連産業の協調的な発展を促進することによる、GBAの発展の促進 建設業の専門的資格認定制度の強化 GBAプロジェクトへの共同投資のため、中国本土の関連する機関との連携機会の探求

5. 金融イノベーションの取り組み

香港（SAR）政府は、国際金融センターとしての香港（SAR）が新たなフィンテック・ハブとして発展することを目標に掲げて取り組みを進めています。金融イノベーションに関する主な取り組みは以下の通りです。

主な取り組み	
フィンテック	<p>香港（SAR）では、「香港証券先物委員会（Securities and Futures Commission of Hong Kong、SFC）や保険業監管局（Insurance Authority、IA）とともに、ワールドクラスのフィンテックサービスの提供に向けて強力な支援が行われています。</p> <p>例えば、「Fintech 2025」戦略（2021年6月HKMA公表）において、香港（SAR）の銀行におけるフィンテックの全面的な導入、フロントからバックに至る業務の完全なデジタル化推奨が打ち出されており、「Fintech Promotion Roadmap」（2023年8月HKMA公表）において、（1）ウェルステック（2）インシュアテック（3）グリーンテックのフィンテックビジネス分野と（4）人工知能（5）分散台帳技術のテクノロジー関連分野に焦点を当てたロードマップが示されています。</p> <p>香港（SAR）政府機関が中心となり、世界中から起業家、投資家、規制当局関係者などを招待したフィンテック・ウィークが2016年から毎年秋に開催されており、2024年のイベントにおいてHKMAは、資産のトークン化の加速、中国本土との国際的なデータ連携、フィンテックコネクットのローンチといった取り組みを発表しています。また、2024年8月には銀行や証券、保険会社、テクノロジー企業を集結した「FiNETech」シリーズの第2回においてGenA.I.サンドボックスが発表されています。</p>
暗号通貨	<p>ポートフォリオの10%以上を暗号資産（暗号通貨、ユーティリティトークン、セキュリティトークン、資産に裏付けられたデジタルトークンなど）に投資するファンドは、SFCからライセンスを取得する必要があります。また、セキュリティトークンと暗号通貨先物の取引プラットフォームはライセンスを取得する必要があり、かつサービスの提供先はプロの投資家に限られる旨が「暗号資産の取引プラットフォーム</p>

	<p>フォームに対する規制のポジション・ペーパー」に明記されていません。</p> <p>2024年4月にビットコイン現物ETFやイーサリアム現物ETFがSFCから承認され、香港（SAR）はビットコインとイーサリアムの現物ETFが取り扱われるアジア初の都市となっています。さらに、香港証券取引所では2024年11月よりVirtual Asset Index Series（Index Series）がラインアップされています。</p>
バーチャルバンキング	<p>2019年以降、香港（SAR）で実店舗を持たないバーチャルバンク8行が営業をしています。これらのバーチャルバンキングは、香港（SAR）において新たなフィンテック製品の開発を促進するだけでなく、特に消費者と中小企業に対してデジタルの特性を活かした利便性と価格優位性を示すことが期待されています。</p>
インシュアテック	<p>2018年にバーチャル生命保険会社が、2019年にバーチャル損害保険会社がそれぞれ営業免許を取得しています。</p> <p>また、2018年には、ビッグデータとAIテクノロジーを活用して不正な保険金請求のパターンを検出する保険金請求詐欺防止システム（IFPCD）と、ブロックチェーン技術を活用して偽造書類を検知する自動車保険認証システム（MIDAS）の運用が開始されました。</p> <p>さらに、IAによって設立された促進チームおよび将来の保険業界を議論するタスクフォース下に設置されたワーキンググループによって、各種インシュアテックの発展に向けた取り組みが進められています。</p>

第2章

香港（SAR）への進出方法

1. 事業形態

外国企業が香港（SAR）に進出する形態として最も一般的なのは次の3種類です。

- (1) 駐在員事務所
- (2) 支店
- (3) 株式有限責任会社

この他、保証有限責任会社（Company limited by guarantee）、パートナーシップなどの無限責任会社（Unlimited company）や非営利会社（Non Profit Making Company）などがありますが、一般的ではありません。

外国企業が香港（SAR）へ進出する際に、どのような進出形態を選択するかは、香港（SAR）におけるビジネス目的、事業活動の内容・規模、財務・税務戦略などに大きく依存することとなります。設立形態別の主な特徴は以下の通りです。

設立形態	駐在員事務所	支店	株式有限責任会社
特徴	香港（SAR）での活動が情報収集、情報提供活動や連絡業務に限定されるが、設立が容易で維持コストも低い	日本法人などの香港外法人の支店として設立する形態であり、一般的な営業活動が可能である。 会計監査の義務がなく、秘書役（カンパニーセクレタリー）が不要である一方で、香港（SAR）の低税率というメリットや香港法人に認められた各種優遇制度などは利用できない	現地法人を設立する形態であり、一般的な営業活動が可能である。 香港（SAR）の低税率というメリットを享受できる。 また、現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、香港（SAR）での事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人となり、日本の親会社が直接香港（SAR）で裁判の当事者とされることは基本的にはない
契約行為	契約できる内容に制限がある	特段の制限はない	特段の制限はない
税務	原則申告は不要	必要	必要
会計監査	不要	不要	必要

2. 設立手続

(1) 駐在員事務所

駐在員事務所の設立は、外国企業が香港（SAR）に拠点を構える手段の1つですが、駐在員事務所は、情報収集や連絡業務などの限られた機能しか持つことができません。そのため、事務所の賃貸契約、電気、ガス及び水道などのライフラインの契約並びに従業員の雇用契約などの駐在員事務所の運営そのものに関する契約以外の契約を結ぶことはできません。よって、通常、駐在員事務所は、外国企業が大きな投資をする前に、香港市場を調査・分析する場合に多く利用されます。

駐在員事務所の設立は、香港会社条例（Companies Ordinance）に基づいて規定される会社登記ではないため、会社登記局（Companies Registry）への登記は必要なく、香港税務局（Inland Revenue Department、IRD）の商業登記署（Business Registration Office）に事業登記（Business Registration）のみを行います。

駐在員事務所の活動範囲は上記のように制限があるため、営業活動を行う場合には、支店登記を行う必要がある点に留意しなければなりません。仮に駐在員事務所が、見積書や請求書などを発行している場合、営業活動を行っているものと判断されるケースもあるため、活動内容については注意が必要です。

- 駐在員事務所の登録

登録申請に必要な書類は次の通りです。

- a. 登記に必要な書類（Form 1（b））
- b. 会社の登記簿謄本のコピーとその認定英訳もしくは認定中国語訳

上記を商業登記料と合わせて、商業登記署に提出することになります。

- 駐在員事務所の監査・税務

駐在員事務所は営業活動を行わないため、課税所得は発生せず、事業所得税（Profits Tax）の申告は行いません。税務当局から申告書が発行される場合もありますが、この場合は駐在員事務所としての活動を明記した上で、課税所得をゼロとして申告する必要があります。一方で、駐在員の給与所得については給与所得税の対象となります。

また、駐在員事務所に対して、公認会計士による監査は法的には義務付けられていません。

(2) 支店

支店は一般的な営業活動が可能であり、駐在員事務所とは異なり、契約締結について特に制限はありません。支店の設立には、会社登記局及び商業登記署への登記が必要になります。

- 支店の登録

登録申請に必要な書類は次の通りです。

- a. 直近事業年度の決算報告書の認定英訳もしくは認定中国語訳
- b. 定款の認定英訳もしくは認定中国語訳
- c. 登記簿謄本のコピー及びその認定英訳もしくは認定中国語訳
- d. 登録申請書 (Form NN1)
- e. 商業登記署宛通知書(IRBR2)

上記を会社登記局に提出し、商業登記署にも商業登記を行います。

その後、毎年、年次報告書 (Annual Return) を会社登記局に提出する義務が生じます。日本で決算公告の義務のある企業は決算期間12か月以上の決算書の提出も必要です。また、本社の定款の変更、登記住所の変更、支店代表者の変更、増資、取締役の異動などがあれば、これらの変更事項についても届出をする必要があります。

- 支店の監査・税務

支店の場合には現地法人の場合と同様、香港源泉の事業所得について事業所得税が課されるため、税務申告が毎年必要となります。ただし、支店に対しては、公認会計士による監査は法的には義務付けられていません。

(3) 株式有限責任会社

株式有限責任会社は香港会社条例に基づき設置される会社の一形態であり、その設立には、会社登記局及び商業登記署への登記が必要になります。

- 会社の種類

株式有限責任会社の場合、公的会社 (Public Company) と私的会社 (Private Company) とがあり、定款上、以下の制限がある場合は私的会社とされ、それ以外の場合は公的会社とされます。

- (1) 株式の譲渡制限がある
- (2) 株主数が50人以下に制限されている
- (3) 株式や社債の公募が禁止されている

通常、外国企業の子会社として設立される場合は私的会社となります。

- 会社設立の方法

会社の設立方法は手続上 (1) 新規に発起人（通常はカンパニーセクレタリー会社となります）が会社を設立する方法と、(2) カンパニーセクレタリー会社や法律事務所などがあらかじめ設立登記している会社（Shelf Companyと呼びます）を購入する方法の二つがあります。ただし、金融機関などのライセンスが必要な会社は新規設立が監督官庁が許可する際の要件になることがあるので、あらかじめ確認することをお勧めします。

一般的には、会社設立に必要な書類はすべてカンパニーセクレタリー会社や法律事務所で作成されます。設立に要する日数は、銀行口座開設まで含めて、(1) 新規設立の場合、約3～4週間、(2) Shelf Companyを用いる場合、登録済の社名を変更しないのであれば、約2～3週間と見込まれます。設立に要する日数は、サインの取付けや社名の変更、定款変更、銀行側の対応に関わる日数などにより異なります。

会社登記局への登録とは別に商業登記署への商業登記を行います。

- 株式有限責任会社の監査・税務

休眠会社を除くすべての株式会社は、公認会計士による会計監査が義務付けられています。ただし、香港会社条例上の特定の条件を満たした小規模会社については、財務報告書、取締役報告書の簡素化が認められています。

また、税務申告も毎年必要となり、その際に監査報告書付きの決算書を添付します。

- 新規設立会社の留意点

設立後最初の決算日は、取締役による指定がある場合には指定日、指定がない場合には12月31日が最初の決算日となります。ただし、最初の決算日は設立後18か月以内にする必要があります。

設立後最初の株主総会については、私的会社は会計基準期間の最終日から9か月以内に、公的会社は6か月以内に開催する必要があります。

また、会計基準期間が12か月を超える場合には、私的会社の場合は、設立後1年から9か月後、もしくは決算日の3か月以内のいずれか遅い日までに開催する必要があります。公的会社の場合には、設立後1年から6か月後、もしくは決算日の3か月以内のいずれか遅い日までに開催する必要があります。

加えて、設立後最初の決算に関する監査については、最初の株主総会の21日前に株主に対して、監査済みの財務諸表を提供する必要があるため、監査の完了時期について留意が必要です。

なお、最初の税務申告書は通常、設立から約18か月後にIRDより発行され、その発行日から3か月以内に提出する必要があります（なお、設立2年目以降は1か月以内。第5章 1. 直接税（1）事業所得税（Profits Tax）②申告と納税参照）。

3. 法人構成

(1) 会社名

会社名は英語名か中国語名、もしくは両方での登録が可能です。株式有限責任会社または保証有限責任会社の場合、英語名には“Limited”を、中国名には“有限公司”を必ず付けなければなりません。なお、希望する社名と同一または類似の商号がすでに登録されている場合は、その社名を使用することはできませんので、設立に際して類似商号の調査が必要となります。

(2) 資本金

最低資本金は1香港ドルです。2014年3月以降、授權資本制度及び額面株式は廃止され、すべて無額面株式となりました。発行可能株式総数は会社定款で定めることもできます。

(3) 株主

株主は最低1名必要です。株主が個人であるか法人であるか、その国籍や居住地の制限はありません。

(4) 取締役

私的会社の最低取締役数は、1名となります（公的会社は2名以上必要）。定款に特別な規定がない限り、取締役の人数に上限はありません。また、取締役の国籍、居住地の制限もありません。私的会社の場合、法人が取締役になることも可能ですが、最低1名の自然人の取締役が必要となります。取締役の任期を3年以上とする場合は株主の承認が必要です。

(5) 監査役

香港会社条例上、日本のような監査役は規定されておられません。ただし、上場会社には監査委員会が設置されます。

(6) 会計監査人

休眠会社を除き、会社は必ず会計監査人を選任し、毎年監査を受ける必要があります。詳細は、第4章 会計・監査制度 2.監査 をご参照ください。

(7) 秘書役（カンパニーセクレタリー）

会社は必ず秘書役（カンパニーセクレタリー）を選任しなければなりません。カンパニーセクレタリーには香港居住の個人または香港（SAR）内に事業所がある法人であれば、誰でもなれますが（香港上場企業の場合は有資格者でなければなりません）、通常は専門の業者に依頼します。

カンパニーセクレタリーの主な任務は香港会社条例で定められた書類の作成、当局への提出及び社内記録の保管などです。具体的には株券の発行、株主名簿の保管、株主総会や取締役会の議事録などの法定書類の作成、保管などを行います。

(8) 税務代理人

税務代理人の任命は任意ですが、通常、税務当局との窓口として依頼するケースが多く見受けられます。

第3章

事業規制

1. 年次コンプライアンス

香港（SAR）の私的有限責任会社に求められる年次コンプライアンスの概要は、以下の通りです。

(1) 株主総会（Annual General Meeting : AGM）

私的有限責任会社は、会計基準期間の最終日から9か月以内（公的有限責任会社の場合は6か月以内）に株主総会を開催する必要があります。

ただし、株主全員の同意があれば株主総会を開催する必要はなく、書面決議で足りる。この場合、決議日以前に決議書及び株主総会で提出が必要な書類すべてのコピーを各株主に提出する必要があります。

なお、株主が1名の会社は株主総会開催の必要はありません。

(2) 年次報告書（Annual Return）

私的有限責任会社は、会社設立の翌年より毎年、会社設立日から42日以内（公的有限責任会社の場合は会計基準期間の最終日から6か月以内）に年次報告書を会社登記局へ提出する必要があります。年次報告書の作成および提出はカンパニーセクレタリーが行います。

年次報告書には主に次の事項を記載します。

- (1) 会社名称
- (2) 年次報告書更新年月日
- (3) 会社形態、事業内容
- (4) 当該年次報告書がカバーする会計期間
- (5) 登記住所、E-mailアドレス、電話番号
- (6) 資本金
- (7) 取締役、株主の情報（名前、住所など）
- (8) カンパニーセクレタリーの情報（名前、住所など）

(3) 事業登記証明書（Business Registration）

香港（SAR）で事業を行う場合、事業開始日から1か月以内に事業登記を申請し、事業登記証明書を取得することが義務付けられています。また、登録した事業内容に変更が生じた場合、変

更後1か月以内に香港税務局（Inland Revenue Department、IRD）に書面で通知する必要があります。

事業登記証明書は、複数の支店、店舗やオフィスを持っている場合には、各々で取得する必要があります。また、1年または3年ごとに更新が必要となります。

(4) 年次会計監査（第4章参照）

(5) 事業所得税申告書及び雇用主支払報酬申告書

事業所得税申告書（Form BIR51）及び雇用主支払報酬申込書（Form BIR56A及びIR56B）を毎年、IRDへ提出する必要があります。第5章 1. 直接税（2）給与所得税（Salaries Tax）⑤申告と納税参照。

(6) 雇用開始通知書、雇用終了通知書及び出国通知書

雇用開始通知書（Form IR56E）、雇用終了通知書（Form IR56F）及び出国通知書（Form IR56G）をIRDの個人所得税部門に提出する必要があります。第5章 1. 直接税（2）給与所得税（Salaries Tax）⑤申告と納税参照。

(7) MPF（強制積立金）の積立（2. 外国人に対する要求事項、労使関係参照）

(8) 労働者災害補償保険への加入（Employees' Compensation Insurance）

香港（SAR）において事業を営む雇用主は、労働者災害補償保険への加入が強制されています。また、雇用主は付保内容を明記した保険通告（Notice of Insurance）を事業所内に掲示する必要があります。

(9) 会計帳簿の保管

香港（SAR）における会計・税務に関連する資料の保管期間については、香港会社条例（Companies Ordinance）373～379条、香港税務条例（Inland Revenue Ordinance）51C条においてそれぞれ、以下の通り明記されています。

- 香港会社条例：決算期後7年間
- 香港税務条例：該当する決算期の申告完了日から7年間

2. 外国人に対する要求事項、労使関係

(1) 就労ビザの取得方法

香港（SAR）で外国籍者が就業する場合、当該者が香港（SAR）にとって有益で、香港（SAR）にはない特別な技術、知識、あるいは経験を有している、または香港経済に実質的に貢献できることが条件となります。申請者および雇用主は、それぞれ以下の書類を用意のうえ、入境事務処に提出する必要があります。

i 申請者が作成する書類

- a. 申請書（ID 990A）
- b. パスポートのコピー
- c. 香港身分証（Hong Kong Identity Card）のコピー（該当する場合）
- d. 学歴や職歴に関する証明書のコピー

※ 申請者に帯同する家族がいる場合、別途書類が必要です。

ii 雇用主が作成する書類

- a. 申請書（ID 990B）
- b. 雇用契約書または辞令のコピー（役職・給与明細・手当・採用期間を明記）
- c. 商業登記証明書のコピー
- d. 財政状態を示す書類のコピー（税務申告書、決算書など）
- e. 会社の業務内容に関する詳細な資料（会社案内、商品カタログ、パンフレットなど）
- f. 事業計画書（設立後1年未満の場合）

※ 申請日から遡り 24 か月以内に他の外国籍従業員の就業もしくは研修ビザまたは入国許可のビザを取得していた場合、雇用主は c～f の書類を提出する必要はありません。

申請後ビザ発給までに、4週間程度かかります。就労ビザが許可されると、入国ビザ・ラベルが申請者に交付されるため、パスポートとともに入国審査官に提示し、入国許可を受けます。入国許可後の滞在可能期間は入国審査官により決定されます。2021年12月よりビザの電子申請サービス及びE-ビザの形式でのビザの発行が開始され、QRコードのついたPDFファイルを印刷したものを持参し提示するだけで入境可能となりました。入国後はビザの有効期限到来ごとに、延長手続きを繰り返すことになり、期限到来の4週間前から更新の申請を行うことができます。

また、香港（SAR）入境後30日以内に、香港身分証を申請する必要があります。香港（SAR）では180日以上滞居認可を取得した満11歳以上の者は、香港身分証の携帯を義務付けられており、香港身分証がない場合はパスポートの所持が必要です。香港身分証は公共病院で治療を受ける際や、銀行口座の開設、家屋の賃貸契約や公共施設の利用などにも必要となります。

(2) 外国人就業規則

外国人が就職できない民間職種は特に定められていません。なお、扶養家族ビザを得た駐在員家族の就労も認められています。

(3) 在留許可

就業または投資の意図を持つ場合、ビザ申請が必要となります。

(4) 現地人の雇用義務

雇用・登用に関して現地人を優先する法的定めはありません。

(5) 法定最低賃金制度

香港（SAR）では、法定最低賃金条例（Minimum Wage Ordinance）が導入されています。法定最低賃金は通常2年に一度改定が行われ、2023年5月1日以降は従前の時給37.5香港ドルから時給40香港ドルに引き上げられています。なお、香港（SAR）政府の2024年の施政報告によると、今後は1年に一度の改定となることが見込まれています。

また、付加給付（ボーナス、各種補助・手当、病気休暇・産休・解雇手当など）については、雇用条例（Employment Ordinance）に定められています。

労働日数は、オフィスワークが週5日、それ以外は週6日が一般的です。

(6) MPF（強制積立金、Mandatory Provident Fund）制度

MPF（強制積立金）制度は、雇用者、従業員双方が積み立てを行う強制拠出型の退職年金のような制度です。この制度の対象者は、原則、18～65歳の労働者であり、日本人駐在員など香港（SAR）にて現地採用されていない外国人の加入は強制されません（香港永久居民を除く）。雇用者と従業員はそれぞれ、従業員の毎月の給与の最低5%（月給30,000香港ドル以上の場合、強制拠出上限の1,500香港ドル）を、登録されたMPF運営会社に預託します。従業員が退職する際に、雇用者は雇用者拠出分のMPF積立金を解雇補償金（Severance Payment）、長期服務金（Long Service Payment）として充当することができます。しかしながら、2022年6月に、香港（SAR）政府は、この充当制度を廃止する改正条例を公布しました。この改正により、2025年5月以降は充当制度は廃止され、より従業員の権利保護が図られることとなります。

- 給与が既定の下限（月7,100香港ドル）に達していない場合、従業員側の拠出は免除されます。
- 雇用者拠出分と従業員拠出分をそれぞれ別のMPF運営会社に預託することも可能です。
- 解雇補償金、長期服務金：従業員の月間総給与×2/3×従業員の勤続年数として算定されます。従業員の月間総給与が22,500香港ドルを超える場合は22,500香港ドルを上限とします。また、支給金額の上限は390,000香港ドルです。

3. 減資、合併及び清算

(1) 減資

現在の香港会社条例では、有償無償を問わず減資（Reduction of Share Capital）手続及び自社株購入（Share Redemptions and Buy-Backs）手続は、裁判所の認可なく実施することが可能となっています。減資手続と自社株購入の主な手続内容は、下表の通りです。特別な項目としては、支払能力証明書（Solvency Statement）の作成が要求される点が挙げられます。

項目	手続内容
定款内容の確認	減資もしくは自社株購入に際し、定款による制限の有無を確認し、もし制限がある場合、臨時株主総会での出席者の75%以上の賛成を得る特別決議を経て、会社定款を修正する必要があります。
支払能力証明書	対象会社の全取締役は、いかなる債務も履行可能であることを取締役会決議で承認し、その要件と根拠を記した証明書に、日付、取締役氏名及び署名を付して発行する必要があります。
株主による承認	臨時株主総会開催のため、取締役はその招集通知を発行し、支払能力証明書日付から15日以内に臨時株主総会で減資もしくは自社株購入に係る特別決議承認が必要になります。
公告	上記の特別決議後原則1週間以内に、香港（SAR）政府の官報に掲載し、同じタイミングで香港（SAR）の新聞最低2紙（1紙は中国語、1紙は英語）で同内容を公表する必要があります（あるいは、各債権者に書面で通知する必要があります）。
登記	上記の公告開始（官報ないし新聞への公告のいずれか早い方）から5週間の株主及び債権者異議申立期間終了までの間、支払能力証明書及び Form NSC17（資本金報告書を含む）を会社登記局に備えおく必要があります。

(2) 合併

香港会社条例では、合併の規定が設けられ、以下の条件に当てはまれば、裁判所の認可なしに合併手続を進めることができます。

- (1) 合併する法人は必ず香港会社であること
- (2) 香港会社は必ず有限会社であること
- (3) 合併会社同士は必ず100%保有のグループ会社間であること
- (4) すべての合併会社は必ず支払能力がある必要があること（被合併会社の直近12か月以内に決済期限が来るすべての負債を支払うことができること）

そのため、グループ内での組織再編時の親会社による100%子会社の垂直合併及び100%子会社同士の水平合併を裁判所の認可なしに実施することが可能です。なお、垂直合併及び水平合併の主な手続内容は、下表の通りです。

項目	垂直合併	水平合併
支払能力証明書	存続会社の全取締役は、存続会社がいかなる債務も履行可能であること、吸収合併される会社の直近12か月以内に決済期限が到来するすべての債務（偶発債務や将来発生すると考えられる債務含む）を履行可能であること、並びに存続会社による浮動担保（フローティングチャージ）やその他担保がないことを報告し、その要件と根拠を記した証明書を発行する必要があります。	
株主による承認	<ul style="list-style-type: none">• 吸収合併する親会社の株主は、株主総会にて特別決議が必要です（書面決議は不可で必ず総会の開催が要求されます）• 吸収合併される子会社の株主は、株主総会にて特別決議が必要です（書面決議も可）	吸収合併する子会社及び吸収合併される子会社の株主は、株主総会にて特別決議が必要です（ともに書面決議も可）
公告	株主総会決議により合併を承認する場合、各々の合併対象会社の担保付債務の債権者に対して書面にて通知する必要があるほか、株主総会の21日以上前までに、香港（SAR）の新聞最低2紙（1紙は中国語、1紙は英語）に公告する必要があります。 書面決議により合併を承認する場合、各々の合併対象会社の担保付債務の債権者に対して書面にて通知する必要があるほか、株主による決議書が持回りされる日までに香港（SAR）の新聞2紙に公告する必要があります。	
登記	株主による特別決議後15日以内に、会社登記局へ合併登記関連申請書類を提出する必要があります。	

(3) 清算

会社の清算方法には、任意清算（「債権者による任意清算」または「株主による任意清算」）、会社登記抹消による清算および裁判所による強制清算が存在します。

① 債権者による任意清算

「債権者による任意清算」とは、支払不能に陥った会社の株主及び債権者が、裁判所及び行政当局のいずれからも直接干渉や統制を受けない清算人を選任することによって行われる清算手続です。

② 株主による任意清算

「株主による任意清算」とは、会社に支払能力のある場合に採用できる清算手続であり、すべての債務が全額支払われた後、株主は出資した資本を回収します。また、会社の取締役は事前に所定の様式に従った支払能力証明書を発行する必要がある、株主総会の特別決議（75%の多数決による）によってその解散を決議する必要がある、また特別決議があった旨を官報に公告する必要があるなどの手続が必要となります。株主による任意清算の主な手続内容は、下表の通りです。

項目	手続内容
支払能力証明書の発行	取締役の過半数が清算手続開始後 12 か月以内に決済期限が到来するすべての債務を履行可能であることを記した証明書を発行する必要があります。なお、支払能力証明書には直近の資産負債の明細を添付する必要があります。
株主による承認	臨時株主総会開催のため、取締役は招集通知を 14 日前までに送付し、臨時株主総会で特別決議承認を得る必要があります。（書面決議も可）また、臨時株主総会において併せて清算人を選任します。
公告	上記の特別決議後 15 日以内に、香港（SAR）政府の官報に掲載するほか、清算人は選任後 15 日以内に、選任の旨を香港（SAR）政府の官報に掲載する必要があります。
税務申告及び残余財産の分配	IRD に清算開始の通知を提出し、タックスクリアランスレターを入手の上で、清算年度の税金を納付します。その上で残余財産を清算人の管理の下で確定・分配します。
最終株主総会の開催	開催の 1 か月前までに香港（SAR）政府の官報において公告のうえ、最終株主総会を開催します。
登記及び清算終了	清算人は最終株主総会開催後 7 日以内に議事録及び最終報告書を会社登記局へ提出します。提出の 3 か月後に自動的に清算が終了し、会社は解散します。

③ 会社登記抹消による清算

会社登記の抹消による清算は、清算人を必要としない最も簡便的な清算方法です。その他の清算方法と比べて短い期間で清算を完了することができますが、債権者などによって将来20年間にわたり登記の回復申請が可能であるため、株主と取締役が将来長期間に渡って免責されないリスクが伴います。

④ 裁判所による強制清算

強制清算手続は、会社に債務支払能力が欠けているなどの事由による裁判所に対する解散の申立てによって開始される、破産管財人及び裁判所の管理下で厳格な手続のもとで行われる清算手続です。

第4章

会計・監査制度

1. 会計

(1) 会計基準

香港（SAR）の会計基準は2005年1月1日よりIFRS®会計基準にフルコンバージェンスされており、実質的にIFRS®会計基準と同一基準です。すなわち、国際会計基準（International Accounting Standards、IAS）に対応したものとして、香港公認会計士協会（Hong Kong Institute of Certified Public Accountants、HKICPA）が香港会計基準（Hong Kong Accounting Standards、HKAS）を発行しており、さらに国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、IFRS）に対応して、香港財務報告基準（Hong Kong Financial Reporting Standards、HKFRS）を発行しています。HKAS及びHKFRSは、IAS及びIFRSと基準名、基準番号についてすべて同一のものを採用しており、内容についても同等のものとしています。

また、IFRS®会計基準の新たな発行・改訂、解釈指針（IFRIC Interpretation）の発行について、同内容であるHKFRSの発行・改訂及びHK（IFRIC） Interpretationの発行を行っており、これらの適用初年度も原則としてIFRS®会計基準に合わせています。

(2) 決算期の選択・変更

決算期が法で定められている中国本土の会社とは異なり、香港（SAR）の会社は任意に決算期を設定することができます。一度設定した決算期の変更を行う場合は、年次株主総会での監査済財務諸表の承認前に取締役会決議が必要になります。ただし、決算期が18か月を超えることは認められていません。

2. 監査

(1) 監査の概要

香港会社条例（Companies Ordinance）において、公的会社（Public Company）であるか私的会社（Private Company）であるかにかかわらず、原則としてすべての会社は公認会計士による会計監査を受ける必要があると定められています。HKICPAは、公認会計士が監査実施に際して遵守すべき事項である「香港監査基準」（Hong Kong Standards on Auditing、HKSAs）を発行しています。香港監査基準は、会計基準と同様に「国際監査基準」（International Standards on Auditing、ISAs）を基本的に準用しています。HKSAsは、ISAsと基準名および基準番号を同一のものとしており、さらに内容についてもほぼ同等となっています。

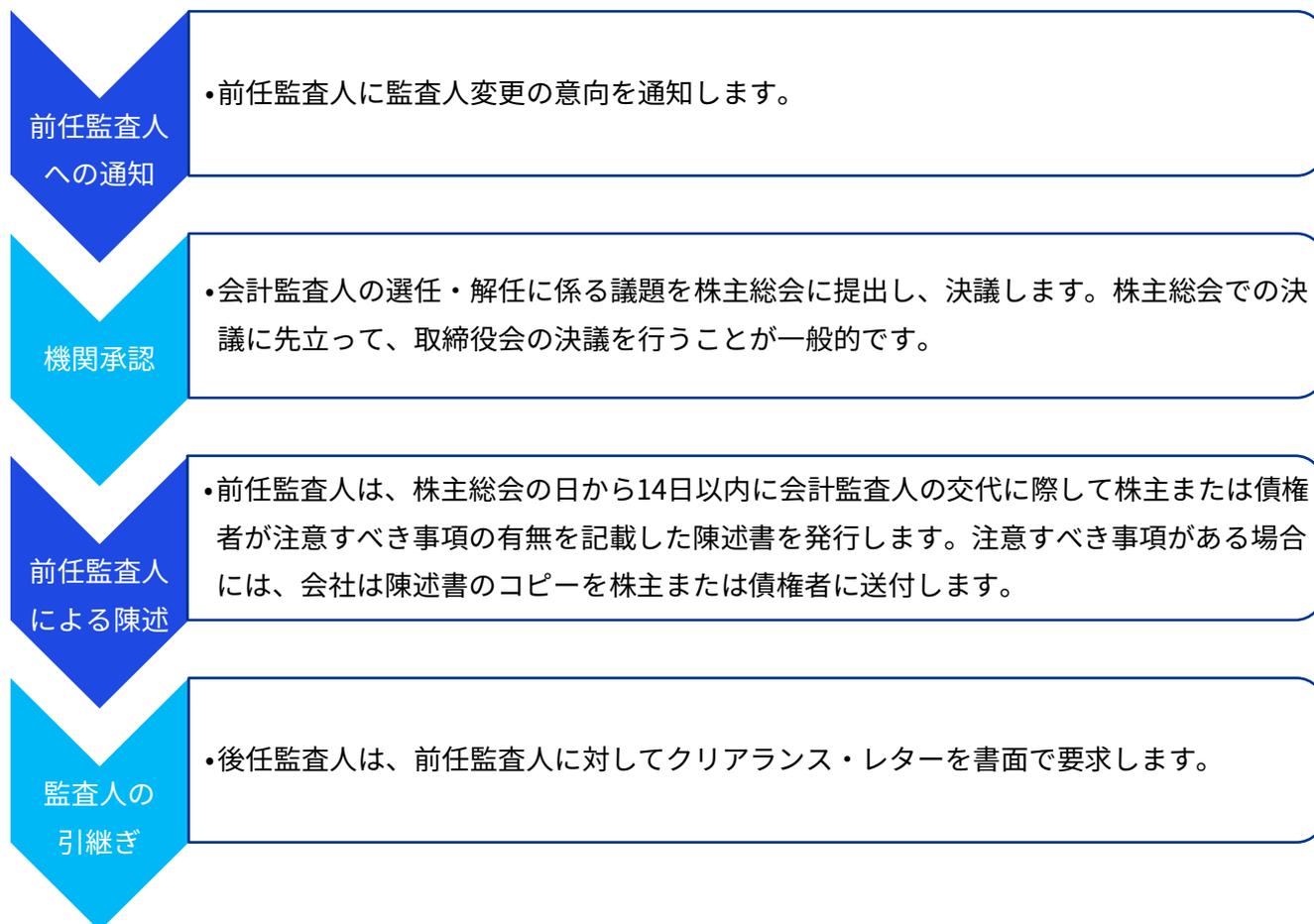
(2) 会計監査の期限

事業所得税の申告時に監査報告書の添付が必要となることから、実務上は税務上の申告期限が会計監査の期限にもなるケースがほとんどとなっています。税務上の申告期限は、12月決算の会社であれば翌年の8月15日前後、3月決算の会社であれば同年の11月15日前後に例年設定されます。各決算日ごとの詳細は、「第5章 1. 直接税（1）事業所得税（Profits Tax）②申告と納税」に記載しています。

(3) 会計監査人の選任・解任

会計監査人は通常、会社の年次株主総会により選任され、任期は次の年次株主総会までとなります。会計監査人を変更する場合、会社は現（前任）監査人に対して、監査人変更の意向を通知する必要があります。現（前任）監査人は、株主総会から14日以内に株主や債権者が注意すべき事項の有無とその内容を記載した陳述書を会社に提出する必要があります。また、注意すべき事項がある場合には、会社は株主や債権者に陳述書の受領から14日以内にコピーを提供します。

非上場会社において想定される任期満了による監査人変更の手続例は以下の通りです。



第5章

税制

1. 直接税

所得に対して課される税金としては、次の3種類があります。香港（SAR）には日本の贈与税に相当するものはありません。また、地方税もありません。

税種	主な特徴
事業所得税 (Profits Tax)	香港源泉の事業所得に対して課される。
給与所得税 (Salaries Tax)	香港源泉の役員報酬、給与、年金などの収入に対して課される。
不動産所得税 (Property Tax)	香港にある土地、建物の所有者が得る家賃収入に対して課される。 法人が事業所得税を課されている場合、不動産所得税は免除される。

- キャピタルゲインに対する課税

投資目的で保有している不動産の売却益や投資有価証券の売却益に対しては、後述の香港外源泉所得（オフショア所得）を除き、原則として課税されません。ただし、短期間に売買を行っている場合には、キャピタルゲインではなく事業所得であると認定されるケースがあるので、注意が必要です。キャピタルロスについても同様に税務上の損失/費用とは認められません。投資取引（非課税）と事業取引（課税）の区別は難しく、香港税務局（Inland Revenue Department、IRD）と個々のケースで争われることが多くあります。以下の留意点がありますが、これらを総合的に勘案して判定することになるので、個々に会計・税務の専門家のアドバイスを受けることが望ましいと考えられます。

- (1) 物件または商品の内容：売買あるいは投資の対象になりやすいものかどうか
- (2) 所有期間：所有期間が短いと事業取引とみなされやすい
- (3) 取引回数：頻繁に売買をすると事業取引とみなされやすい
- (4) 広告宣伝：このような販売促進行為は事業取引とみなされやすい
- (5) 購入または売却の動機

- 受取配当金に対する課税

受取配当金は後述の香港外源泉所得（オフショア所得）を除き、原則として非課税です。

- 知的所有権のロイヤリティーに対する源泉課税

支払先が香港居住者であるか非居住者であるかを問わず、配当や利息、その他いかなる所得の源泉に対しても、以下を除いて源泉税は課されません。

香港（SAR）で事業を営まない者に対する知的所有権のロイヤリティーについては、支払額の全額または一部の金額が香港（SAR）での課税所得とみなされ、源泉徴収が必要となります（支払額は全額損金算入）。通常のみなし課税所得割合は支払額の30%であり、法人に対する事業所得税16.5%を前提とすると源泉徴収金額は支払額の4.95%となります。

ただし、次の場合には、支払額全額が香港（SAR）での課税所得とみなされ、源泉徴収金額は支払額の16.5%となります。

- （1）ロイヤリティーが関係会社に支払われ、かつ
- （2）香港（SAR）で事業を行っている者が当該知的所有権の一部または全部を所有している場合

- 香港外源泉所得（オフショア所得）

香港（SAR）の領域外（オフショア）源泉所得は下表の一定の要件を満たした場合、原則として非課税扱いとなります。ただし、この領域内、領域外所得の判定は複雑で常に議論的となります。香港（SAR）の税法は日本と異なり、詳しい規定がなく、過去の判例を参考に解釈せざるを得ないことがよくあります。従って、個々のケースについて、税務・会計の専門家によるアドバイスを受けることが望ましいと考えられます。

原則、以下の3条件を満たす場合に香港源泉の所得であるとみなされ、香港事業所得税の課税対象となります。

- （1）香港（SAR）内で事業活動が行われていること
- （2）当該事業活動により利益が生じていること
- （3）当該利益は香港（SAR）内で生じ、獲得されていること

例えば、商品の売買であれば購入契約と販売契約の両方が香港（SAR）内で締結されている場合は香港事業所得税の課税対象になり、両方が香港（SAR）外で締結されている場合は課税対象外、どちらかが香港（SAR）内で締結されている場合は課税対象と仮定されます。購入者が香港（SAR）内の仕入業者（外国企業の買付事務所を含む）の場合は販売契約は香港（SAR）内で締結されたとみなされ、商品が香港サプライヤーから購入されている場合は香港（SAR）内での締結とみなされます。契約締結のために香港（SAR）外に赴く必要がなく、締結が香港（SAR）内で電話やファックスなどで行われた場合は香港（SAR）内での締結とみなされます。

所得源泉地を決定するにあたっては売買契約は重要な判断基準ではありますが、利益が生み出されるためのあらゆる工程が考慮されます。製造業の場合は、製品が香港（SAR）内で製造された場合はその製品販売から得られた利益は香港事業所得税の課税対象となります。香港（SAR）内で製造されたかどうかの判断は原料の調達、労働者の雇用、製品のデザイン、機械設備の設置場所などが判断基準となります。証券の売買であればどこの証券取引所に上場されているものを販売したか、売買契約はどこでなされたかなどが考慮されます。なお、オフショア取引として非課税とされる場合、その所得に対応する費用も税務上否認されます。

オフショア所得の内、多国籍企業グループ、すなわち最終親会社または事業体の所在国若しくは地域以外に事業体または恒久的施設を少なくとも1つ保有しているグループを構成する事業体が香港（SAR）で受け取った、利息、配当、株式処分益、非知的財産処分益、知的財産権による所得といった受動的所得（オフショア受動的所得）に係る免税制度が一部改正されています。これら対象オフショア受動的所得については、対象の事業体が受け取った、適用対象となるオフショア所得が、以下の関連する要件を満たさない場合、課税対象となる可能性があります。

適用対象	要件	非課税対象となる要件
非知的財産権による所得 (利息、配当、株式処分益と非知的財産処分益)	経済的実体要件 (economic substance requirement)	<ul style="list-style-type: none"> ● 非純粋持株事業体の場合は、以下の条件を満たし、実質的な経済的活動が香港（SAR）で十分に行われている場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 香港（SAR）で十分な数の適格な従業員を雇用する ➢ 十分な金額の運営費用を負担する ● 純粋持株事業体の場合は、以下の条件を満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関連する条例に記載されている該当するすべての登録及び届出要件を満たしている ➢ 特定の経済的活動を実行するための適切な人的資源と施設を有している <p>※対象の事業体は、関連する実質的な経済的活動を第三者に委託することも認められる可能性がある。</p>
知的財産権による所得	ネクサスアプローチ (nexus approach)	<ul style="list-style-type: none"> ● 専利または専利に類似する知的財産権による所得の場合、他の知的財産権（商標や著作権など）による所得は非課税の対象外 ● 免税額はネクサス比率に基づき計算される。ネクサス比率は対象納税者が知的財産権の研究開発にあたって負担した支出総額に対する適格支出額の比率である。
配当と株式処分益	資本参加免税制度 (participation exemption)	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的実体要件を満たすかどうかにかかわらず、以下の条件を満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象の事業体は、香港（SAR）の居住者または香港（SAR）に恒久的施設を保有する非居住者である ➢ 対象の事業体は、特定の域外からの配当と株式処分収益が発生する直前に 12 か月以上の期間、投資先事業体の株式または持分の 5%以上を保有している

(1) 事業所得税 (Profits Tax)

① 課税基準と税率

香港源泉の事業所得に課税されます。税率は法人と個人で異なり、以下の税率が適用されます。

区分		法人 (外国法人を含む)	個人 (パートナーシップを含む)
標準税率		16.5%	15.0%
二段階の事業 所得税率制度	2百万香港ドルまで	8.25%	7.5%
	2百万香港ドル超	16.5%	15.0%

2018年4月1日以後に開始する課税年度より、二段階の事業所得税率制度が導入されています。この制度は法人及び個人の両方に適用されます。

ただし、二段階の事業所得税率制度を選択することができるのは、関連企業 (connected entity) グループのうち1社のみです。グループ会社はどの企業が軽減税率を享受すべきかを特定して選択する必要があり、一度選択した後は当該課税年度中に取り消すことはできません。

② 申告と納税

日本のような申告納税方式ではなく、申告した後にIRDから賦課決定通知書を受け取り支払う、賦課課税方式を採用しています。

課税年度は毎年4月1日から翌年3月31日です。

課税年度2024/2025年と言う場合は2024年4月1日から2025年3月31日までの期間を指します。法人の場合、それぞれの課税年度内に終了した会計期間が対象となります。

申告用紙 (Profits Tax Return) は通常毎年4月1日付でIRDが各納税者に書留で郵送します。

申告期限は、Tax Return発行の日付から1か月ですが、通常下表の申告期限の延長 (Block Extension Schemes) が認められます。

会社の決算日	延長後申告期限	電子申告の場合の 延長後申告期限	納税予定時期
12月1日～12月31日	翌年8月中旬	翌年9月中旬	11月（第1回）、翌1月（第2回）
1月1日～3月31日	同年11月中旬 （注）	同年12月中旬 （注）	1月（第1回）、4月（第2回）
4月1日～11月30日	翌年5月上旬	翌年6月上旬	11月

（注） 欠損の場合には、翌年1月下旬までの再延長が認められています。

申告の後、通常約1か月後にIRDから賦課決定通知書（Notice of Assessment）が送付されます。賦課決定通知書に税金の支払期限が記載されていますので、それに従って支払います。

通常、確定税額及び、翌年予納税額の75%を第1回納税予定時期に、残り25%を第2回納税予定時期に支払います。ただし、4月～11月決算の会社は通常年1回払いです。

前述の賦課決定通知書には、通常翌年度も同額の所得が生じるものとみなして予納税額が記載されています。もし、翌年度の所得が前年度の所得の90%以下と見込まれるなどの場合は、予納税額の減額または取消しの申請（Hold Over）を納税期限の28日前または通知書の発行日の14日後のいずれか遅い日までに行うことができます。

なお、大規模多国籍企業グループを構成する香港の事業体は2025年から、その他の香港の事業体は2030年までに香港の事業所得税の電子申告が義務化される予定です。

③ 損金算入項目と不算入項目

一般的に課税所得の稼得のために発生した費用は控除されます。

損金不算入項目の主なものは次の通りです。

- 家事関連費ないし個人的支出
- 資本的支出及び改良費
- 貸倒引当金（一般引当）
- 減価償却費は後述の額のみ控除
- 支払利子については概ね以下の借入に対して支払った利子のみ損金とされます。

- a. 借入金が香港（SAR）または海外の金融機関からであり、かつ、その借入金に対して借入する会社またはその関連会社の預金担保など（その利息が香港（SAR）で非課税となる預金など）がついていない場合。関連会社の保証があっても問題なし。
- b. 貸付側の受取利子が香港（SAR）で課税される場合。
- c. 借入金が第三者からのものであり、その資金の用途が棚卸資産または償却資産の購入である場合。

従って、例えば日本の親会社から直接香港子会社が借入れを行い、利息を支払った場合、全額損金否認される場合が多いので注意が必要です。なお、一定の要件を満たす場合、香港（SAR）外の関連会社からの借入に係る支払利息について、損金算入が可能となりました（⑧コーポレート・トレジャリー・センターと香港（SAR）外の関連会社からの借入に係る支払利息の損金算入参照）。

④ 減価償却

会計上の減価償却費は税務上の損金とされず、かわりに下表の税務上の減価償却費が損金算入されます。

資産区分	初年度特別償却	年次償却
工業用ビル	20%	4%（定額法）
商業用ビル	ゼロ	4%（定額法）
設備及び機械	60%	10%、20%、または30%（定率法）

その他の個別規定：

コンピューターのハードウェア、ソフトウェアへの投資及びその他特定の支出	取得初年度に全額損金算入
環境対応型の機械及び設備の資本的支出	取得初年度に全額損金算入
環境対応型の建物附属設備	年次償却 20%（定額法）
環境対応型車両の資本的支出	取得初年度に全額損金算入

日本のように少額固定資産について取得年度の損金と認める簡便的な方法は香港（SAR）にはありません。

設備及び機械については、各償却率の資産ごとに合算して償却する「プーリング・システム」が認められています。

⑤ 繰越欠損金

税務上の欠損金は無期限に繰り越すことができます。ただしグループ会社へ付け替えたり、繰り戻したりすることはできません。

⑥ 合併

多くの会社が実務上選択すると考えられる「裁判所の認可を必要としない合併」（第3章3.（2）参照）において、合併の日から1か月以内（または延長が許可された場合は当該期間内）にIRDに書面で通知することにより、消滅会社の事業が合併日直前に停止し、存続会社が消滅会社のすべての権利と義務を引き受けたとみなす（すなわち、消滅会社から存続会社への事業譲渡とはみなされない）、税務上の特別措置を適用することができます。

合併会社間で合併前に生じた欠損金と所得を相殺するには、合併が商業上の正当な理由によるものであり、租税回避が目的ではないことを証明することに加え、以下の要件をすべて満たす必要があります。

合併前に生じた存続会社の欠損金を消滅会社の所得と相殺する場合

- 存続会社に、合併以外の方法で消滅会社の事業を買収するのに十分な財源をもっていること（ただし、グループ内の借入は除く）
- 存続会社が、欠損金の発生から合併の日まで当該取引または事業を継続していること
- 親会社による100%子会社の垂直関係、または、100%子会社同士の水平関係になった後に発生した欠損金であること

上記要件のすべてを満たさない場合、存続会社の欠損金は、存続会社が元々行っていた事業の所得とのみ相殺することができます。

合併前に生じた消滅会社の欠損金を存続会社の所得と相殺する場合

- 欠損金は、消滅会社から引き継いだ同一の取引または事業の所得であること（単なる“類似”の取引または事業は、“同一”の要件を満たさない）
- 親会社による100%子会社の垂直関係、または、100%子会社同士の水平関係になった後に発生した欠損金であること

⑦ 移転価格税制

2018年7月に香港（SAR）においても移転価格税制が制定されました。その主な内容は以下の通りです。

- 三段階の移転価格文書化アプローチ（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書）が採用されている

<移転価格文書化の目的>

- 関連者取引が独立企業間取引と同様の条件であることを証明すること
- 香港の移転価格税制に準拠し、合理的な努力義務を果たしていることを証明すること

- マスターファイルは、グループ活動の全体像に関する情報、ローカルファイルは、国外関連取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報、国別報告書は国別の活動状況に関する情報が記載される
- マスターファイル、ローカルファイル、および国別報告書の記載内容は、OECDガイドライン及びBEPS行動計画と概ね一致している
- マスターファイルおよびローカルファイルの作成には、小規模会社の負担軽減のため免除基準が設けられている

01. 事業規模に基づく基準値

以下の3つの条件のうち、2つ以上を満たす場合、マスターファイル及びローカルファイルの作成が免除される

- 年間総収入…400百万香港ドル以下
- 総資産額…300百万香港ドル以下
- 平均従業員数…100名以下

02. 関連者取引の規模に基づく基準値

取引種類ごとの関連者取引金額が以下の基準を満たす場合、当該取引に関する文書化が免除される

- 有形資産取引… 220百万香港ドル以下
- 金融資産取引…110百万香港ドル以下
- 無形資産取引…110百万香港ドル以下
- その他の取引…44百万香港ドル以下

- ただし、香港納税者は移転価格文書化の要件を満たさない場合であっても、移転価格文書を作成することがIRDによって推奨されている
- 年間連結収入が68億香港ドルを超えるグループは、国別報告書を提出することが要求される。なお、日本に最終親会社があるグループの香港子会社の場合は日本の税法における基準値が参照されることとなり、連結総収入1,000億円以上の場合に、グループの会計期間終了後3か月以内に、通知書を提出しなければならない

- 2018年4月1日以降に開始する会計期間に関し、マスターファイルおよびローカルファイルを作成しなければならない。なお、マスターファイル及びローカルファイルは、事業年度末から9か月以内に準備しなければならない
- マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書は、中国語または英語で準備する必要がある
- 移転価格ルールは、取引、専門的事業及び事業を行うための恒久的施設（PE）を香港（SAR）に有するすべての非居住者に適用される。なお、PEに帰属する損益は、PEを分離された個別の法人として扱う、いわゆるOECD承認アプローチを採用することによって決定する
- 事前確認制度（Advance Pricing Arrangement、APA）とは、移転価格に係るリスクを未然に防止するための措置として将来年度における国外関連者との取引価格の算定方法について税務当局から事前に合意を得るものである。二国間及び多国間のAPAだけでなく、1か国のみでのAPA申請（ユニラテラルAPA）も申請可能

⑧ コーポレート・トレジャリー・センターと香港（SAR）外の関連会社からの借入に係る支払利息の損金算入

2016年4月1日以降、コーポレート・トレジャリー・センター（Corporate Treasury Centre、CTC）に対する税務上の優遇制度として、一定の要件を満たす適格CTCについて優遇税率（16.5%→8.25%）の適用が可能となりました。同時に香港（SAR）外の関連会社からの借入に係る支払利息について、一定の要件を満たす場合、適格CTCに限定せず、損金算入が可能となりました。

- 適格CTCの要件（以下いずれか）
 - コーポレート・トレジャリー活動（Corporate treasury activity）のみを行っている。キャッシュプーリング（Cash pooling）など関連会社との間での借入・貸付や、関連会社への資金繰り管理などの財務関連サービス、支払代行、保証の提供を行っている場合が該当する。
 - 総利益と総資産のうち、75%以上がコーポレート・トレジャリー活動に関連するなどの、セーフ・ハーバー・ルール（Safe Harbor Rule）を満たす。
 - IRD長官により認可を受ける。

- 香港（SAR）外の関連会社からの借入に係る支払利息の損金算入要件（以下すべて）
 - 通常のグループ・ファイナンス事業（intra-group financing business）の一環として、香港（SAR）外の関連会社（non-Hong Kong associated corporation）から借入れている。
 - 香港（SAR）外の貸手の受取利息に適用される税率が香港参照税率（the reference rate：すなわち16.5%、または借手が香港適格CTCの場合は8.25%）以上である。
 - 貸手が利息を使用及び享受する権利を有しており、貸手は第三者に当該利息を受渡す法的または契約上の責務を有していない。
- 優遇税率を受けるためのその他の要件（以下すべて）
 - 取締役会などの経営実態が香港（SAR）にある。
 - 実質的な事業活動が香港（SAR）で行われている。
 - 優遇税率適用について書面で申請する。

⑨ 航空機リース税制

2017年7月に導入された航空機リースの優遇措置の主な内容は、以下の通りです。

- 「適格要件を満たす航空機の貸手」が計上した航空機リース収入は、その純リース収入に対して1.65%の軽減税率が適用される
- 「適格要件を満たす航空機リース管理取引」には8.25%の軽減税率が適用される

当該優遇措置に関して、航空機リース事業は複雑であることから、2017年10月にIRDにより解釈・実務指針54-航空機リース税制（DIPN54）が公表され、多くの実務上の取り扱いが明確化されています。

⑩ 船舶リース税制

香港（SAR）政府は、2020年4月に特定の船舶リース活動に対する優遇税制を導入しました。2020年4月以降の所得に対して適用されます。税制の主な内容は以下の通りです。

- 香港（SAR）を起点とする船舶リース事業者及び船舶リース管理会社からの所得は課税対象とみなされる。船舶リース事業者に対する課税対象にはファンディングリースまたはファイナンスリースの受取利息が含まれる
- 適格リース事業者のオペレーティングリースの課税所得は、リース料総額（残存価値保証の支払額を含む）から損金算入可能費用（税制上の減価償却は含まない）を控除した後の20%とする
- 適格リース事業者のファンディングリースによる課税所得は、当該リースにおける総金融収益（すなわち、利息）から損金算入可能費用を控除した金額とする
- 「適格船舶リース事業者」に該当した場合、課税所得に対する税率は0%とする
- 「適格船舶リース管理活動」を行っている「適格船舶リース管理会社」に対しても、優遇税率が設けられている。「適格船舶リース管理活動」の範囲は広く定義されており、船舶自体の調達及びリースに係る通常のリース管理活動の他に、関連会社が船舶を取得する際の融資、及び船舶オペレーターが船舶リース事業者から船舶を取得する際の融資などの広範囲な財務活動が含まれる
- 「適格船舶リース管理会社」の利益に対する税率は、関連会社へのサービス提供の場合は0%とし、非関連会社の場合は8.25%（すなわち、通常税率の50%）とする

⑪ 特定の船舶関連活動に対する優遇措置

香港（SAR）政府は、2022年4月1日以降に税制適格の船舶業界の企業（船舶代理店、船舶管理者並びに船舶ブローカー）によって得られた利益について、事業所得税の免除、または優遇税率を適用する、以下の税制上の優遇措置を導入しました。

優遇措置	優遇税率・免税対象の利益
税率0%	既存の船舶リース税制の下で0%の税率が適用される所得を生み出す活動に関して、関連する船舶リース会社または船舶リース管理者のために実施された適格な船舶関連活動から得られた利益
税率 8.25%	<ul style="list-style-type: none"> 既存の船舶リース税制の下で8.25%の税率が適用される所得を生み出す活動に関して、関連する船舶リース管理者のために実施された適格な船舶関連活動から得られた利益 16.5%の税率が適用される船舶企業（例：船舶賃貸人または船舶賃貸管理人）のために行われた適格な船舶関連活動から得られた利益。ただし、後述の濫用防止規定を参照 非関連の船主のために行われた適格船舶関連活動から得られた利益
非課税	香港税務条例第23B条に基づく免税対象となる所得を発生させる船舶運航活動に関して、関連する船舶運航会社のために行われる適格な船舶関連活動から得られた利益

上記の優遇措置を受けるために、船舶業界の企業（船舶代理店、船舶管理者並びに船舶ブローカー）は以下の要件を満たす必要があります。

- セーフハーバー・ルールに従い、香港（SAR）で適格な海運関連活動を行う、独立した企業でなければならない
 - 課税年度に実施する必要がある、定められた適格な海運関連活動の最低数を満たさなければならない
 - セーフハーバー・ルール、すなわち（1）適格な船舶関連活動から得られた利益の額が、基準年度中に生じた利益の75%以上であり、（2）適格な船舶関連活動を行うための資産の価値が基準期間終了時における全資産価値の75%以上でなければならない

- IRD 長官は、法人が申請すれば、上記の最低数、セーフハーバー・ルールを満たしていない場合でも、適格な船舶代理店、船舶管理者、船舶ブローカーと判断する可能性がある
- 香港（SAR）内で集中管理および制御（CMC）を行わなければならない
- 少なくとも1名の常勤の有資格者を雇用し、香港（SAR）で中核的収入源活動（CIGA）を行うために少なくとも100万香港ドルの年間営業経費を負担しなければならない
 - ただし、CIGAをグループ会社に委託することができる。その場合、一定の条件を満たせば、グループ会社の従業員とそれにかかる営業経費が考慮される
 - 適格活動は、香港（SAR）で企業が行うか、香港（SAR）内で行われるように手配しなければならない

ただし、当該優遇措置には、以下の濫用防止規定が含まれています。

- 主要目的テスト
船舶業界の企業が締結した取り決めの主な目的、または主な目的の1つが、IROまたは租税条約に基づく税制上の優遇措置を受けることである場合、提案された税制優遇措置は適用されません。
- 税務裁定取引防止ルール
8.25%の税率が適用される企業に対して、16.5%の税率が適用される企業が支払うサービスフィーの税額控除は、サービスフィーの受取人が得た節税額を参考に減額されます。
- 独立企業間原則
対象企業とその関係者の間で行われた適格活動に関連する取引のうち、独立企業間取引によらない取引は移転価格調整の対象となります。

⑫ 研究開発費の損金算入額拡大

2018年5月に研究開発（R&D）活動に関連して発生した一定の経費に関する損金算入額拡大に関する優遇税制が導入されました。この制度では、R&Dによる支出を2つの大区分（区分Aと区分B）に分類し、一定の条件を満たす場合に損金算入することができます。

区分	概要	支出の対象範囲
区分A	基本的にR&D支出額の100%が損金算入の対象	香港（SAR）域外、または一部香港（SAR）域外で行われるR&D活動に関連する場合、この支出のうち一定割合が損金算入対象
区分B	R&D支出額について2段階で損金算入額が拡大 • 200万香港ドルまで：300% • それを超える金額：200%	関連するR&D活動が完全に香港（SAR）域内で実施される場合のみ対象

⑬ BEPS2.0の影響

OECDは、2021年7月1日に、計130か国・地域が大枠の合意に至った「経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処するための2つの柱の解決策に関する声明」を公表しました。

声明のうち、「第1の柱」は、税金がどこで支払われるかに焦点が当てられており、その目的は各国・地域間における課税権の再配分を達成することであり、グローバルでの売上が200億ユーロを超え、かつ利益率の10%を超える部分の利益の20%から30%がネクスス（課税の根拠となる結びつき）を用いて、市場国・地域に再配分されるというものです。また、「第2の柱」は、税金の総額に関するものであり、グローバル規模での年間収益が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループのグローバルでの最低法人税率を15%とするものです。

香港（SAR）の名目上の実効税率は16.5%であるため、上記の「第2の柱」における15%という最低法人税率を上回っていますが、源泉ルール（香港（SAR）を源泉とする収入のみが事業所得税の対象となる）や、コーポレート・トレジャリー・センターに対する優遇税率（⑧参照）などの様々な税制優遇措置やインセンティブが利用可能であるため、香港（SAR）における実効税率は15%よりも低い状況となっている可能性があります。もし対象となる多国籍企業グループの香港（SAR）企業での実効税率が15%を下回る場合には、親会社、香港企業、又は他のグループ企業がその下回る税率分を追加で支払う可能性があります。

OECDの声明は、「第2の柱」について、2022年度に法制度化、2023年度の施行を目指すことで合意しています。それらのスケジュールは後ろ倒しとなっているものの、2025年以降に多国籍企業グループを対象とする最低法人税率15%の導入が予定されています。対象となる多国籍企業グループは、この最低法人税率15%の導入による香港（SAR）での影響について把握する必要があります。また、香港企業は、今後のBEPS2.0の国際的な動向と、それに対応する香港（SAR）政府の動向を注視していく必要があります。

(2) 給与所得税 (Salaries Tax)

① 被雇用者の報酬

給与所得についても、香港源泉の所得についてのみ課税されます。

以下の場合には、すべての報酬が、香港源泉の所得として課税対象となります。ただし、被雇用者の香港 (SAR) における滞在が課税年度内 (4月～翌3月) において合計で60日を超えない場合、給与所得税は免除されます。

- (1) 雇用主の経営管理が香港 (SAR) で行われている
- (2) 雇用契約が香港 (SAR) で交渉、締結され法的効力を有している
- (3) 報酬が香港 (SAR) で支払われている

上記以外の場合については、報酬を香港 (SAR) における滞在期間で按分した金額が、課税対象となります。ただし、日港租税協定により、香港 (SAR) における滞在が課税年度内 (4月～翌3月) において合計で183日を超えない場合には、給与所得税は免除されます。

② 取締役の報酬

役員報酬または他の何らかの職位に就いていることにより受取った収入の源泉の決定については、法律上、その職位が存在する場所が源泉地とみなされます。香港会社の取締役には、従業員との雇用関係であれば適用される60日ルールが適用されず、たとえ60日以内の香港滞在であっても、その役員報酬に対して給与所得税が課せられます。しかしながら、取締役は従業員との兼務も可能であり、従業員として提供した役務に対する給与を受取ることができ、この給与の源泉地の決定は役員報酬とは区別して行うことが可能です。

③ 香港会社の従業員で長期間香港外に出張している従業員

長期間香港外 (中国本土など) を出張している社員が香港外と香港 (SAR) で二重課税されないよう香港税務条例Section 8 (1A) (C) の規定により外国において所得税を課された所得についてはその部分についてのみ給与所得課税を免除する制度があります。

④ 課税所得

課税対象となる給与所得は賃金、給与、賞与、手数料、チップ、休暇手当、会社負担所得税、子女に対する教育補助金などです。

- 住宅補助

会社が社宅を提供したり、家賃の全額または一部を負担する場合、以下をみなし家賃補助（Rental Value）として課税所得に加算します。なお、ホテル宿泊の場合は別途規定があります。

- 家賃の全額を会社が負担するケース： 課税所得の10%
- 家賃の一部を会社が負担するケース： 課税所得の10% - 個人負担分

(例) 家賃が 30,000 香港ドル/月で会社負担の家賃補助が 27,000 香港ドル/月の場合

給与所得 Salary	600,000香港ドル	
みなし家賃補助 Rental value	+60,000香港ドル	600,000香港ドル * 10%
個人負担分 Rent paid	▲36,000香港ドル	3,000香港ドル * 12か月
課税所得合計	624,000香港ドル	

⑤ 申告と納税

雇用主の義務は以下の通りです。

- 雇用開始通知書

Notification by an employer of an employee who commences to be employed
(Form IR56E)

雇用主は給与所得税の納税が必要であるとみられる者を雇う場合、雇用開始から3か月以内にこの通知書をIRDに提出しなければなりません。

- 雇用主通知書

Employer's Return of Remuneration & Pensions (Form BIR56A, IR56B)

BIR56Aは通常毎年4月1日付でIRDより発行され、雇用主宛に郵送されます。雇用主はこの通知書の発行日から1か月以内に給与所得税の納税が必要であるとみられる者の給与などを記入し、BIR56AおよびIR56BをIRDへ提出しなければなりません。

- 雇用終了通知及び出国通知

Notification by an employer of an employee who is about to cease to be employed (Form IR56F) & Notification by an employer of an employee who is about to depart from Hong Kong (Form IR56G)

従業員が退職後も香港に滞在する場合は、IR56Fを退職日の1か月前までに、従業員が退職後に香港（SAR）から出国する場合は、IR56Gを出国日の1か月前までに、IRDに通知しなければなりません。

納税者本人には以下の申告などが求められます。

- 給与所得税申告書

Tax Return-Individuals (Form BIR60)

IRDから納税者に直接郵送されます。通常5月の第1営業日付で発行されます。納税者は、既に雇用主が提出した雇用主通知書の写しをもとに給与ボーナスなどの欄を記入し、その他の所得があればそれらも加算して記入します。提出期限は申告書に記載してある発行日から1か月以内です。

初めて香港給与所得税の対象になる人の場合、申告書の送付が遅れる場合があります。

- 課税通知書

Assessment Demanding Final Tax and Notice for Payment of Provisional Tax

給与所得税申告書の提出から約3か月後に課税通知書が納税者本人に郵送されます。

課税通知書には支払期限と税額が記載されていますので、それに従って支払うこととなります。通常は2回の分割払いで1回目、2回目それぞれの支払期限が記されています。翌年度分の予納税額も合わせて記載されており、この税額と合わせて支払うこととなります。通常、第1回目の支払期限は1月から3月の間、2回目は1回目の約3か月後です。

⑥ 給与所得税率

給与所得税額は次のaまたはbのいずれか低い方の額となります。

- a. 人的控除以外の控除可能額及び認定慈善寄付金を控除後の純課税所得額の15%
- b. 人的控除及びその他の控除可能額、認定慈善寄付金を控除後の純課税所得額に対して、下表の累進税率を適用して算出した税額

2024/2025年度		
人的控除後の所得 (香港ドル)	税率 (%)	税額 (香港ドル)
50,000以下	2.0	1,000
50,001-100,000	6.0	3,000
100,001-150,000	10.0	5,000
150,001-200,000	14.0	7,000
200,001以上	17.0	

2024/25年度の税務申告には、3,000香港ドルを上限とした100%減税が適用されます。

⑦ 人的控除、その他の控除（限度）額

- 人的控除（限度）額

項目	2023/24年度 (香港ドル)	2024/25年度 (香港ドル)
基礎控除（未婚）	132,000	132,000
基礎控除（既婚）	264,000	264,000
寡婦（夫）控除	132,000	132,000
障害者控除	75,000	75,000
子女控除（1人につき）		
第1子から第9子まで		
出生年度	260,000	260,000
その他の年度	130,000	130,000
扶養父母控除、扶養祖父母控除 (1人につき)		
扶養対象者が60歳以上の場合	50,000	50,000
扶養対象者が55歳から59歳の場合	25,000	25,000
扶養障害者控除	75,000	75,000
扶養兄弟（姉妹）控除（※）	37,500	37,500

（※）同じ被扶養者に子女控除が申請されていないことが要件となります。

- その他控除（限度）額

項目	2023/24年度 (香港ドル)	2024/25年度 (香港ドル)
自己学習費用	100,000	100,000
高齢者介護費用	100,000	100,000
退職給付に関する強制積み立て	18,000	18,000
住宅ローン金利	100,000	100,000
慈善寄付金	課税所得の 35%まで	課税所得の 35%まで
任意保険制度の保険料 (被保険者1人あたり)	8,000	8,000
年金保険料及びMPFへ任意拠出	60,000	60,000
住宅家賃	100,000	100,000

(3) 不動産所得税 (Property Tax)

香港 (SAR) にある土地建物の所有者が得る家賃収入に対して課されます。

税率15%ですが、賃貸収入額20%相当額の法定控除が認められるため、実効税率は12%となります。

香港 (SAR) で事業を営む法人についてはいくつかの適用除外規定があります。

(4) 相続税 (Estate Duty)

2006年2月11日に施行された香港税務条例により、相続税は撤廃されました。

2. 間接税

(1) 印紙税 (Stamp Duty)

不動産譲渡、不動産リースおよび株式譲渡の契約に際して印紙税が課されます。

① 不動産譲渡

不動産譲渡には、従価印紙税 (Ad valorem Stamp Duty、AVD) が課されます。

- 印紙税率 (Ad valorem Stamp Duty、AVD)

2023/24年度 不動産譲渡価格 (香港ドル)	2024/25年度 不動産譲渡価格 (香港ドル)	均一 税率	第2基礎税率
3,000,000以下	3,000,000以下	15%	100香港ドル
3,000,000超 4,500,000以下	3,000,000超 4,500,000以下		1.5%
4,500,000超 6,000,000以下	4,500,000超 6,000,000以下		2.25%
6,000,000超 9,000,000以下	6,000,000超 9,000,000以下		3.0%
9,000,000超 20,000,000以下	9,000,000超 20,000,000以下		3.75%
20,000,000超	20,000,000超		4.25%

- (注) 1. 税率適用の金額を大きく超えない場合には、段階税率を適用できる場合があります。
2. 均一税率は、2016年11月5日以降に締結された居住用不動産の売買契約に対して適用されます。
3. 第2税率は、他の居住用不動産を所有しておらず、その他特定の状況を満たす香港永住権保持者、及び2020年11月26日以降に締結された非居住用不動産の売買契約に対して適用されます。

なお、従前は売買日の売却価格もしくは、売買日の市場価格のいずれか高い金額に対して、特別印紙税 (Special Stamp Duty、SSD) が、法人または香港永久居民以外の個人が住居用不動産を購入する場合には、更に15%の印紙税 (Buyer's Stamp Duty、BSD) が課税されていましたが、2024年2月に廃止されました。

② 不動産リース

不動産リースには、以下の印紙税が課されます。

- 不動産リースにかかる印紙税率

リース期間	税率
未定また未確定	年間もしくは平均年間賃料の0.25%
1年以内	リース期間の支払い賃料総額の0.25%
1年超3年以内	年間もしくは平均年間賃料の0.5%
3年超	年間もしくは平均年間賃料の1.0%

③ 株式譲渡

株式の譲渡の場合の税率は以下の通りです。

種類	税率
香港株式の売買	0.2% (売手0.1%、買手0.1%)
生前贈与	5香港ドル+株式価値の0.2%
その他の移転	5香港ドル

ただし、グループ内（持株比率が90%以上の子会社間、もしくは親子会社間）でのリストラクチャリングのための株式譲渡については、免除申請をすることができます。なお、上記持株関係は取引日から2年間変動がないことが条件となります。

(2) 固定資産税 (Rates)

不動産に課される税金として、香港 (SAR) 政府が不動産賃貸価格などを参考に評価額を定め、その評価額に一定の率を掛けて算出されるものがあります。

税率は5%ですが、政府減税措置により、2024/25年度は、非居住用不動産については初めの第1四半期で各物件につき1,000香港ドルを上限として、居住用不動産については、初めの第1四半期で1,000香港ドルを上限として免除されます。

(3) 輸入税

香港 (SAR) は自由港ですので、輸入品に対する一般的な関税はありませんが、アルコール度数30%超の酒類、タバコ類、燃料、自動車については一種の物品税が課されます。

ビール、ワインなどのアルコール度数30%以下の酒税に対する間接税は、2008年以降撤廃されました。アルコール度数30%超の酒類については、200香港ドル以下で輸入されるものは、輸入価格に100%の酒税が課されます。200香港ドルを超える金額で輸入される蒸留酒などに対しては、200香港ドル以下の部分の金額に対しては100%の酒税が課される一方で、200香港ドルを超える金額に対しては10%の酒税が課されます。

(4) 賭博税

合法的な賭博による収入に対して課税されます。税率は以下の通りです。

- 競馬：純利益額に応じて税率 (72.5~75%) が設定されています。
- マークシックス (宝くじ)：収益額の25%
- サッカーくじ：純利益額の50%

(5) その他

空港出国税 (120香港ドル) や、商業登記署へ登記をした場合には商業登記料 (Business Registration Fee) の支払いが必要になります。

ホテル施設税は2008年7月1日より撤廃されていましたが、2025年1月1日より3%が課されています。

3. 香港（SAR）における租税協定

(1) 租税協定（Double Tax Agreements、DTAs）

香港（SAR）の税制は国外所得免除方式のため、二重課税を考慮する必要は実務上ではあまりみられません。しかしながら、香港（SAR）の源泉規定が他の所轄地域と齟齬をきたしている場合、または、海外源泉所得が香港（SAR）で課税対象とみなされる場合には、二重課税防止措置が適用されるケースがあります。外国税額控除は、香港（SAR）行政長官が租税協定を締結している他の所轄地域において、香港居住者が課税された場合にのみ適用されます。

租税協定は全所得を対象としたもの、航空事業に関する所得に限定したもの、国際船舶業務に関する所得に限定したものの3つがあります。また通常、租税協定は「改正・締結交渉開始」「基本合意」「署名」「発効」「適用」という手順を踏みます。2024年9月現在、以下の国・地域との租税協定が署名されています。

オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルネイ、カンボジア、カナダ、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ガーンジー島、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ジャージー諸島、韓国、クウェート、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マカオ（SAR）、中国、マレーシア、マルタ共和国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、セルビア、南アフリカ、スペイン、スイス、タイ、アラブ首長国連邦、イギリス、ベトナム

(2) 日港租税協定の概要

下表は配当、利子および使用料に関する2012年1月1日以降の日港租税協定適用後の税率表です。なお、香港法人からの非居住者・外国法人に対する配当または利子の支払いに対する源泉税はそもそも存在しないため、租税協定適用後においても、より有利な香港域内法の適用が優先されることとなり、香港（SAR）から日本に対して支払われる配当、利子については、日港租税協定による影響はないものと考えられます。

租税協定の適用後の税率（2012年1月1日以降）：

	日本 → 香港 (SAR)	香港 (SAR) → 日本
配当 (Dividends)	親子間 (※) : 5%	0%
	その他 : 10%	
利子 (Interest)	政府機関など : 0%	0%
	その他 : 10%	
使用料 (Royalties)	5%	4.95%

(※) 持株比率 10%以上かつ 6 か月以上直接または間接に保有する法人

その他の日港租税協定による主な影響は、以下の通りです。

- 情報交換条項により、日本および香港 (SAR) の税務当局同士の情報交換が可能となった。
- 相互協議条項により、香港 (SAR) ・日本で二重課税が生じた場合における救済措置が明確になった。
- 国際運輸業の所得は法人登記国でのみ課税されることが明確となった。
- 香港法人が日本法人の株式を譲渡した際に発生するキャピタルゲインは非課税となる。ただし、不動産関連法人の株式の譲渡益については課税される。

(3) 中港租税協定の概要

中国と香港 (SAR) の租税協定のうち、配当・利子・使用料に関する軽減税率は以下の通りです。

中国企業からの配当については10%の源泉税が課税されますが、配当を受け取る香港法人が中国企業の25%以上の持分を有し、中港租税協定の適用が認められる場合には、源泉税率は5%となる可能性があります。

中国企業からの受取利息および使用料所得については、10%の源泉税率が適用されますが、香港法人が中国企業から受け取る場合には、7%に軽減されます。

第6章

資本市場関連規制

1. 株式公開

(1) 香港証券市場の特徴

香港証券市場は、欧米諸国や中東の機関投資家のみならず、中国の機関投資家がメイン市場の一つと位置付けるなど非常に多種多様な投資家層を有しています。また、同市場は、その高い流動性や資金調達力に加え、香港上場による中国本土マーケットへの高い宣伝効果やブランドの浸透効果について、世界中の企業から注目されています。

香港証券取引所（HKEX）への上場は、特に中国でのビジネス拡大や競争力強化を重要な経営課題とする日本企業にとって、事業戦略として検討に値する効果的な選択肢の一つと言えます。

香港証券取引所の時価総額は約35.3兆香港ドル（約714兆円／2024年12月末）で、同じ時期の東京証券取引所の時価総額は約996兆円です。2024年の香港証券取引所の新規株式公開資金調達額は、875億香港ドル（約1兆6,996億円）でした。これは、世界で4番目の資金調達額となり、中国関連ビジネスを営む外国企業にとって魅力的な証券市場と言えます。

香港（SAR）の証券市場には、大きく分けてメインの市場である「メインボード」（Main Board）と、新興企業向けの「GEM」（ジェムと呼ばれる。Growth Enterprise Market の略）の2つの市場があります。メインボードが東証プライムやスタンダードのような位置付けであり、厳格な上場基準を満たした企業が上場しており、GEM は新興市場という位置付けで緩和された上場基準の下、成長企業が上場しています。

(2) 外国企業が香港証券市場に上場するメリット

外国企業が香港証券市場に上場するメリットとして大きく以下の8つが考えられます。

① 中国関連ビジネスの市場価値の最大化

世界的な多種多様の機関投資家が香港（SAR）に集まっており、中国本土及び香港（SAR）のビジネスやマーケットに最も精通したファンドマネジャーやアナリストが多く香港（SAR）に在籍しています。香港（SAR）の証券市場に上場することにより、彼らの投資対象となり、特に、中国本土での成長ストーリーを確立した企業の市場価値が高く評価される傾向にあります。

② 多種多様な投資家層がもたらす高い資金調達力や取引高

香港証券市場の取引の特徴として、機関投資家の割合が非常に多いことが挙げられ、非常に多種多様な機関投資家が世界中から香港（SAR）に集まっています。世界的に有名な欧米諸国の機関投資家、中東などの資源国の潤沢なマネーや中国の巨額な外貨準備高をバックにした各国の政府系投資機関（ソブリンウェルスファンド）、香港地場の財閥系の機関投資家など、厚い投資家層の存在により、香港証券市場の高い取引高と流動性が確保されています。また、上海・香港（SAR）間または深圳・香港（SAR）間において証券取引所を通じた双方向の上場株式取引ができるストックコネクト制度があります。この制度により、中国本土の投資家が上海証券取引所または深圳証券取引所を介して香港証券取引所の株を売買しています（第6章2.中国資本市場との相互アクセス参照）。さらに香港市場に特有な機関投資家の制度として、中国本土の金融機関からなる適格機関投資家（Qualified Domestic Institutional Investors、QDII）があります。そのため、中国における成長ストーリーを示すことで、これら多種多様な投資家から多くの資金調達が期待できます。

③ 新株発行によるオフショア人民元の調達

中国本土以外で流通する人民元（オフショア人民元）の残高は香港（SAR）が世界で突出しており、香港（SAR）は世界最大のオフショア人民元市場になっています。香港証券市場に上場することにより人民元建ての新株を発行し、市場からオフショア人民元を直接調達することで、人民元を両替コストや為替リスクなしで中国本土に還流させ、中国本土での事業拡大のための資金として活用することが可能となります。中国の借入額の総量規制や、人民元の高金利による借入コストの増大といった課題に直面している場合、香港証券市場への上場による人民元の調達が新たな資金調達手段として考えられます。

④ 柔軟な上場形態や上場要件

香港証券取引所には他の市場に既に上場している企業であれば一定の上場規則の免除が認められるセカンダリー上場や、バイオテック企業や専門的なテクノロジー企業に対する上場要件を緩和する制度があり、柔軟な上場ルートが設けられています（第6章1.（4）上場形態及び（9）メインボード上場要件の緩和参照）。

⑤ 中国本土及び香港（SAR）での知名度向上やブランド価値向上

香港証券市場への上場により、中国マーケットでの知名度の向上、ブランド価値の向上が期待できます。

⑥ 中国本土及び香港（SAR）での信用力の向上

香港証券取引所は世界有数の証券取引所の一つであるため中国本土及び香港（SAR）においては一般的に香港証券取引所に上場する企業のステータスや信用力は高いと考えられています。そのため、中国本土や香港（SAR）の現地企業と取引を行う際に、香港証券取引所に上場していることで信用力が向上し、よりスムーズな取引が可能となります。

⑦ コーポレートガバナンスの強化

上場規則で求められる監査委員会および独立取締役の設置や財務諸表の継続開示および監査を通して、コーポレートガバナンスの強化が図られます。

⑧ 現地役員や従業員に対するインセンティブ・プラン

香港証券市場への上場による上場株式を利用したストックオプションなどインセンティブ・プランの導入や上場企業の役員としてのポジションの提供により、現地の優秀な人材の確保、人材の流出の防止に効果があると考えられます。

(3) 上場スケジュール

上場プロジェクトがスタートしてから香港証券取引所に上場申請するまで、従来、香港企業の場合は通常最低8か月から1年程度、外国企業の場合は通常最低1年から1年半程度はかかると見込まれていましたが、2024年10月に香港証券取引所は上場申請プロセスのスケジュール改善についての共同声明を発表しました。その共同声明では、規制上の重要な懸念がない香港企業の場合で6か月以内に完了することを見込んでいます。その他、上場申請書類のペーパーレス化、オンライン公開等の規則改訂が行われ、スケジュールの早期化と申請手続の負担軽減が図られています。

(4) 上場形態

メインボードでは、プライマリー上場（Primary Listing）とセカンダリー上場（Secondary Listing）の双方が認められており、GEM はプライマリー上場のみ認められています。プライマリー上場とは原則として香港証券取引所上場規則（Listing Rules）や香港会社条例を完全に遵守することを条件に、香港証券取引所を主要取引所として、すべての株式を香港証券取引所で流通させることができる上場形態を指します。一方、セカンダリー上場とは、香港以外の他の市場に既に上場している企業がさらに香港に上場する場合など、主要取引所（東京証券取引所など）における規制が香港証券取引所における規制と実質的に同等であると認められることなどを条件に、一定の上場規則の免除が認められる上場形態です。それぞれにメリットとデメリットがあるため、香港証券市場への上場の目的に合わせて決定します。

	メインボード (Main Board)	ジェム (GEM)
プライマリー上場 Primary Listing	<ul style="list-style-type: none"> ○ 香港証券市場への上場のメリットを享受するために最も適した上場方式 ○ 資金調達額が大きく流動性が高い ○ 株式による上場かHDR（注）による上場か選択が可能 △ 香港証券取引所上場規則などを完全に遵守する必要あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上場基準がメインボードに比べて緩やか △ HDR（注）による上場は不可、株式による上場のみ可能 × 市場が小さく資金調達額も小さい
セカンダリー上場 Secondary Listing	<ul style="list-style-type: none"> ○ 香港証券取引所上場規則などの各種免除が受けられる可能性あり（上場の準備期間が比較的短い） △ 日本企業の場合、株式による上場は不可（HDR（注）による上場のみ） × 資金調達額や流動性がプライマリー上場と比べ低い 	<ul style="list-style-type: none"> × GEM ではセカンダリー上場は不可

（注）HDR：香港預託証券（Hong Kong Depositary Receipt）。HDRによる上場は、金融機関に日本本国の株式を預託して香港預託証券を発行する方式である。

(5) 上場主体

プライマリー上場の場合、上場主体について、日本法人とするのか、香港法人とするのか、またはケイマン諸島などオフショア地域の法人とするのか様々な選択肢が考えられます。

日本法人を直接香港に上場させる方法が最もシンプルですが、上場時または上場後において、法体系の違う日本の法律や規制と香港証券取引所上場規則の双方を継続的に遵守し続ける必要があるなど、コストや手間がかかります。そのため、①香港法人を上場主体とする方法、②オフショア地域に持株会社を新設し、その傘下にグループ会社を組織再編した後に当該持株会社を上場主体とする方法が考えられますが、最も用いられているのは②の方法です。

① 香港法人を上場主体とする方法

基本的に日本の法律や規制について遵守する必要はなくなります。しかし、多くのケースにおいて、上場要件を満たすために上場前に香港法人の傘下に中国や東南アジア諸国のグループ会社を再編するなど、組織再編やそれに伴うタックスプランニングが必要となります。

② オフショア法人を上場主体とする方法

上場主体に日本の会社法や香港会社条例などが適用されず、より柔軟なオフショア地域国の会社法が適用されるなどのメリットがあります。また、オフショア地域の法人を活用するとオフショア地域の法人の株式の売却という手段をとりうるため、その傘下にある子会社の所在地国（中国など）の法律や規制に縛られることなく、将来の組織再編や事業譲渡、撤退が可能になり、さらにはタックスプランニングの自由度が相当高まるというメリットがあります。

(6) 株式公開基準

香港証券取引所に株式公開する際に求められる基準は、メインボードとGEMとで異なります。数値基準などの主な株式公開基準は下表の通りです。なお、これらに加え、海外企業や一定業種に属する企業などについては別途規定の追加、免除があります。

また、香港証券取引所は、2019年以降GEMでの新規上場と資金調達が減少していたことを受けて、GEMの株式公開基準の見直しを行ってきました。2024年1月1日に上場規則が改正され、投資家保護の高い水準を維持しながら中小企業の上場を促進するための新しいGEMの基準が導入されています。

	メインボード (Main Board)	ジェム (GEM)
事業継続年数	3 事業年度以上	2 事業年度以上
経営陣及び支配株主	<ul style="list-style-type: none"> 直近 3 事業年度において経営陣に変更がない、かつ 上場直前年度において支配株主に変更がない 	<ul style="list-style-type: none"> 直近 2 事業年度において経営陣に変更がない、かつ 上場直前年度において支配株主に変更がない
財務要件	以下の (1) ~ (3) の 3 つの基準のいずれか 1 つを満たす (1) 利益基準 <ul style="list-style-type: none"> 上場直前期の利益額：3,500 万香港ドル以上、かつ 上場直前期より前の 2 事業年度の利益合計額：4,500 万香港ドル以上、かつ 時価総額（上場時）5 億香港ドル以上 (2) 時価総額／売上高基準 <ul style="list-style-type: none"> 上場直前期の売上高：5 億香港ドル以上、かつ 上場時の時価総額：40 億香港ドル以上 (3) 時価総額／売上高／キャッシュ・フロー基準 <ul style="list-style-type: none"> 上場直前期の売上高：5 億香港ドル以上、かつ 上場時の時価総額：20 億香港ドル以上、かつ 直近 3 事業年度の営業キャッシュ・フロー合計額： 	以下の (1)、(2) の両方の基準を満たす (1) 時価総額／売上高／研究開発費基準 <ul style="list-style-type: none"> 上場時の時価総額：2 億 5,000 万香港ドル以上、かつ 直近 2 事業年度の売上高の合計：1 億香港ドル以上かつ前期比で増加 直近 2 事業年度の研究開発費の合計：3,000 万香港ドル以上、かつ 各年度の研究開発費が事業費用の 15% 以上 (2) キャッシュ・フロー基準 <ul style="list-style-type: none"> 通常の業務から生じるキャッシュ・フローが黒字、かつ 直近 2 事業年度の営業キャッシュ・フローの合計額：3,000 万香港ドル以上、かつ 上場時の時価総額：1 億 5,000 万香港ドル以上

	1 億香港ドル以上		
	<p>時価総額／売上高基準を適用する場合で、以下に該当する場合、取引所はより短い事業継続年数を許容することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役と経営陣が事業と業界において3年以上の十分かつ満足な経験を有していること 直近の監査事業年度において経営陣に変更がないこと 		N/A
	<p>バイオテック企業と専門的なテック企業については上記の財務要件を満たすことができない場合でもメインボードに上場するための別の規定が設けられている（メインボード上場基準 18A 章、18C 章）。</p>		N/A
	<p>以下に該当する場合、取引所はより短い事業継続年数を許容し、財務要件を変更または破棄することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉱物会社 新たに設立された「プロジェクト」企業（例えば大規模なインフラの建設のために設立された企業） 		
流通株時価総額	1 億 2,500 万香港ドル以上		4,500 万香港ドル以上
	<ul style="list-style-type: none"> 上場時に浮動株数が株式総数の 25%以上 取引所は上場時に予想される時価総額が 100 億香港ドルを超える発行者に対しては 15%~25%の低い割合を許容することがある。 		
株主分布状況	株主数	300 名以上	100 名以上
	持株割合	上位 3 名の株主が所有する浮動株数が浮動株総数の 50%以下	
会計士による報告書及び財務情報	上場文書発行前の 3 事業年度	上場文書発行前の 2 事業年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 目論見書の日付は最終報告年度の末尾より 6 か月以内でなければならない。 財務情報は HKFRS、IFRS®会計基準、中国会計基準（中国本土の発行者のみ）に基づいて作成する。 香港の上場規則に基づいた追加開示が求められる。 他の会計基準（例えば米国会計基準）に従って作成された財務情報は HKFRS、IFRS®会計基準との主な差異の調整表を作成することで認められることがある。 		
会社設立地	<ul style="list-style-type: none"> 発行者は香港（SAR）、中国本土、海外のいずれでも会社を設立することができるが、その定款及び規則は香港上場規則及び取引所の関連ガイダンスに定められた株主保護基準に準拠している必要があり、香港上場規則と会社設立地の法律とで矛盾してはならない。 		

	<ul style="list-style-type: none"> • ケイマン諸島、中国本土、バミューダ諸島、香港（SAR）は最も一般的な設立地である。 • 取引所は香港上場のための発行者の会社設立地としていくつかの海外の管轄区域も認めている。オーストリア、オーストラリア、ブラジル、英領ヴァージン諸島、カナダ（アルバータ州、ブリティッシュコロンビア州、オンタリオ州）、キプロス、イングランドとウェールズ、フランス、ドイツ、ガーンジー島、インド、アイルランド、マン島、イスラエル、イタリア、日本、ジャージー島、韓国、マレーシア（ラブアン）、マレーシア、ルクセンブルク、オランダ、ロシア、シンガポール、米国（カリフォルニア州、デラウェア州、ネバダ州）
上場適格性	発行者とその事業は上場に適している必要があり、現金または短期証券ですべてもしくは大部分が構成されている企業は、証券仲介業を営む企業を除き、一般に上場に適さない。
競合ビジネス	支配株主もしくは取締役が競合する、またはそのおそれのあるビジネスを営んでいる場合、目論見書で開示しなければならない。

(7) 上場後の財務情報開示義務

香港証券取引所に上場後も、精度の高い財務情報を提供し、投資家を保護することを目的として、決算日後の一定期間内に以下の財務情報を開示することが義務付けられています。会計事務所による会計監査が義務付けられているのは、年次報告書についてのみです。半期報告書に対する会計事務所によるレビュー手続の実施は任意とされています。

その他、投資判断に重要な影響を与える情報については香港証券取引所及び投資家に対して、適時に通知、開示することが要求されています。

上場後の財務情報の開示義務

財務情報	開示期限
年次報告書	4 か月以内
年次決算発表（注）	3 か月以内
半期報告書	3 か月以内
半期決算発表	2 か月以内

（注）年次決算発表（Preliminary Announcement）は監査は義務付けられていないが、監査人からの合意が必要。

(8) ロックアップ期間

支配株主（30%以上の持分を有する者）に該当すると、市場で株式の売却ができないロックアップ期間があります。

第1ロックアップ期間：上場日から起算して6か月。この間は一切の株式売却ができません。

第2ロックアップ期間：第1ロックアップ期間後の6か月。この間は議決権が30%未満となるような売却ができません。

(9) メインボード上場要件の緩和

市場関係者からのフィードバックに基づき、香港証券取引所は、新興・革新分野の企業の上場要件を緩和するため上場制度改正を実施しました。具体的には①バイオテック企業の上場要件の緩和、②ニューエコノミー企業の種類株上場規制の緩和、③海外企業の香港セカンダリー上場規制の緩和、④専門的なテック企業の上場要件の緩和が挙げられます。

① バイオテック企業の上場要件の緩和（メインボード上場基準 18A章）

香港証券取引所は、未だ売上のないバイオテック企業の上場許可制度を導入しました。バイオテック企業は、主に研究開発（R&D）に従事し、ユニークな特徴を持つイノベーションや知的財産を持ち、コンセプトステージを超えたコア製品を少なくとも1つは持っていなければなりません（例えば、米国食品医薬品局フェーズⅠ試験に通過）。また、投資家が事業および研究開発のリスクを十分に知るための情報開示も求められます。加えて、上場時の最低時価総額は15億香港ドルとする、洗練された投資家からの重要な第三者投資を受けているなど、追加条件を設定しています。

② ニューエコノミー企業の種類株上場規制の緩和（メインボード上場基準 8A章）

香港証券取引所は、追加の開示および投資家保護のための措置を前提として、加重投票権（Weighted Voting Rights、WVR）構造を有するニューエコノミー企業の上場を認める制度を導入しました。求められる主な要件は以下の通りです。

- 高成長及び革新企業である
- WVR株式を有するのは個人に限定され、ビジネス成長に貢献する役員でなければならない

- 上場時の時価総額が少なくとも100億香港ドル以上である必要があり、100億香港ドル以上400億香港ドル未満の場合には、直近会計年度において少なくとも10億香港ドルの売上計上が必要である
- 洗練された投資家からの重要な第三者投資を受けている

③ 海外企業の香港セカンダリー上場規制の緩和（メインボード上場基準 19C章）

香港証券取引所は、セカンダリー上場のニーズの高まりを受けて海外企業の上場規制の緩和を進めています。求められる主な要件は以下の通りです。

	WVR 構造を有しない 海外企業		WVR 構造を有する 海外企業
プライマリー上場している証券取引所	認可証券取引所 (注1)	適格証券取引所 (注2)	適格証券取引所 (注2)
グレーターチャイナに事業の中心がある企業による基準の利用	不可	可	可
革新企業である必要性	なし	なし	あり
上場時の時価総額	30 億香港ドル以上	30 億香港ドル以上	400 億香港ドル以上、もしくは 100 億香港ドル以上かつ直近の監査済会計年度の売上が 10 億香港ドル以上
上場している証券取引所における実績要件	5 年以上の良好なコンプライアンスの記録	5 年以上の良好なコンプライアンスの記録。 上場時の時価総額が 100 億香港ドル以上の場合は 2 年以上	2 年以上の良好なコンプライアンスの記録

(注1) 認可証券取引所：適格証券取引所に東京証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所等を加えた19の取引所。

(注2) 適格証券取引所：ニューヨーク証券取引所、ナスダックまたはロンドン証券取引所。

この他、海外取引所からのセカンダリー上場にあたってのガイダンスを公表するなどの積極的な促進策を進めており、香港証券市場の活性化につながることが期待されています。

④ 専門的なテック企業の上場要件の緩和（メインボード上場基準 18C章）

次世代情報技術、先端ハードウェア・ソフトウェア、先端材料、新エネルギー・環境保護、新食品・農業技術の5つの専門的なテクノロジー産業に属するクラウド・AI・電気自動車・自動運転車・半導体・メタバース・新素材・新エネルギー・フードテック・農業テックといった分野の企業を対象に、商業化前であっても時価総額、研究開発費等について一定の要件を満たせば上場申請が認められています。求められる主な要件は以下の通りです。

直近事業年度の売上高	商業化した企業（注）	商業化前の企業	
	2億5,000万 香港ドル以上	1億5,000万 香港ドル以上	1億5,000万 香港ドル未満
上場時に期待される時価総額	80億香港ドル以上	150億香港ドル以上	
上場前3事業年度の事業費用に占める研究開発費の割合	単年ベースで上場前3事業年度のうち2事業年度以上、かつ上場前3事業年度の合計ベースが以下の割合を満たす。		
	15%以上	30%以上	50%以上

（注）商業化した企業：直近の監査済事業年度の売上高が2億5,000万香港ドル以上の企業。

（10）SPAC上場

2022年1月から香港証券市場は特別買収目的会社（SPAC）の新たな上場制度を開始しました。SPACの株式の売買は、専門的な機関投資家に限定され、投資家保護のため、最低資金調達額や上場廃止までの期間の規制が設けられています。米国やシンガポールの証券市場で先行して導入され、投資の呼び込みに活用されているSPACを香港（SAR）でも導入することで証券市場の活性化を目標としており、2024年12月時点でSPACを利用した5社の上場事例が生まれています。

2. 中国資本市場との相互アクセス

(1) ストックコネク

ストックコネクは、上海・香港（SAR）間または深圳・香港（SAR）間において証券取引所を通じた双方向の上場株式取引制度であり、香港（SAR）の投資家が香港証券取引所を介して上海証券取引所または深圳証券取引所の株を売買できるノースバウンドと中国本土の投資家が上海証券取引所または深圳証券取引所を介して香港証券取引所の株を売買できるサウスバウンドから構成されています。特にノースバウンドにより、個人の海外投資家も香港（SAR）を経由して中国本土の証券取引所に上場する株式を購入することができます。

		上海・香港（SAR）ストックコネク	深圳・香港（SAR）ストックコネク
適格投資家	ノースバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 香港投資家および海外投資家（ただし、上海の STAR 株は機関投資家のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 香港投資家および海外投資家（ただし、深圳の ChiNext 株は機関投資家のみ）
	サウスバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 中国本土の機関投資家 中国本土の資金および証券口座の合計残高が 50 万人民币以上の個人投資家 	
投資対象銘柄	ノースバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 上海 A 株指数の構成銘柄の内、時価総額 50 億人民元以上などの一定の条件を満たす企業の A 株 上海証券取引所で A 株を発行し、かつ香港証券取引所で H 株を発行する企業の A 株 上海証券取引所に上場する ETF で、運用資産残高 5 億人民元以上などの一定の条件を満たすもの 	<ul style="list-style-type: none"> 深圳総合指数の構成銘柄の内、時価総額 50 億人民元以上などの一定の条件を満たす企業の A 株 深圳証券取引所で A 株を発行し、かつ香港証券取引所で H 株を発行する企業の A 株 深圳証券取引所に上場する ETF で、運用資産残高 5 億人民元以上などの一定の条件を満たすもの
	サウスバウンド	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン総合大型株指数、中型株指数、小型株指数の構成銘柄（ただし小型株指数は時価総額 50 億香港ドル以上の銘柄のみ） 香港証券取引所に上場する ETF で、運用資産残高 550 百万香港ドル以上の一定の条件を満たすもの 	※上海・香港（SAR）ストックコネクと同様
取引上限額	ノースバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 520 億人民元（日次） 	
	サウスバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 420 億人民元（日次） 	

(2) ボンドコネクト

ボンドコネクトは、中国本土及び海外の投資家が中国本土と香港（SAR）の決済機関を通じて、相互の債券市場（銀行間債券市場）で直接売買が行える制度です。海外投資家が中国銀行間債券市場で取引を行うノースバウンドと中国本土の投資家が香港債券市場で取引を行うサウスバウンドから構成されています。

		ボンドコネクト
適格投資家	ノースバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 外国金融機関（商業銀行、保険会社、証券会社、ファンド管理会社、アセットマネジメント会社など） これらの外国金融機関が組成する金融商品、中国人民銀行が認可した年金基金、慈善基金などの中長期投資を行う投資家
	サウスバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 中国人民銀行からの承認を受けた中国本土の銀行 適格国内機関投資家（QDII）及び人民元適格国内機関投資家（RQDII）の資格を持つ銀行
投資対象銘柄	ノースバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 銀行間債券市場の全銘柄（政府債、金融債、社債など）
	サウスバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 香港市場で売買可能な全銘柄
取引上限額	ノースバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
	サウスバウンド	<ul style="list-style-type: none"> 200 億人民元（日次）、5,000 億人民元（年間）

(3) クロスボーダー・ウェルスマネジメント・コネクト

クロスボーダー・ウェルスマネジメント・コネクトは、GBAの中で個人投資家がそれぞれの地域の金融商品への相互の投資を認める制度であり、2021年より開始されました。

		ウェルスマネジメント・コネクト
適格投資家	ノース バウンド	<ul style="list-style-type: none"> 香港（SAR）またはマカオ（SAR）在住の個人投資家で、GBA内の本土に投資口座を開設することが必要
	サウス バウンド	<ul style="list-style-type: none"> GBAへの居住実績や最低2年間の投資経験など、中国本土の当局の定める要件を満たした個人投資家で、香港（SAR）・マカオ（SAR）に投資口座を開設することが必要
投資対象 銘柄	ノース バウンド	<ul style="list-style-type: none"> 中国の資産運用会社が発行する投資商品で、運用リスクが低位から中位とされる公的債権、株式に投資する金融商品や投資ファンド 中国本土の銀行が提供する人民元建て預金
	サウス バウンド	<ul style="list-style-type: none"> 香港（SAR）の資産運用会社が発行する投資商品で、運用リスクが低位から中位とされる債券やSFCの許可を受けた香港（SAR）のファンド 香港（SAR）の銀行が提供する人民元建て、香港ドル建て、その他の通貨建ての預金
取引上限額	ノース バウンド	<ul style="list-style-type: none"> 全体として1,500億人民元、個人では300万人民元
	サウス バウンド	<ul style="list-style-type: none"> 全体として1,500億人民元、個人では300万人民元

(4) スワップコネクト

スワップコネクトは、海外投資家が香港（SAR）を経由して中国のデリバティブ取引に参加できる制度であり、金利スワップを対象として2023年5月より運用が開始されました。

3. ESG 開示規制

(1) ESGに関する開示要求

香港証券市場の上場企業は、ESGについての開示規則（メインボード上場規則附則27及びジェム上場規則附則20「Environmental, Social and Governance Reporting Guide」）に基づくESG報告書の開示が要求されています。

(2) ESG開示規則の概要

開示規則は、義務化されている開示項目が多く、ESGに対する取締役会の積極的な関与が強調される内容となっています。また、義務化されている開示項目以外でも、気候変動リスクやソーシャルKPIといった項目は、「comply or explain」ベース（規則に従い開示する、もしくは開示しない合理的な理由を説明する）での開示が求められています。ESG報告書作成にあたってのガイダンスでは、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task force on Climate-related Financial Disclosures、TCFD）の提言などの国際標準となる基準・ガイドラインを参照リストに掲げており、現在のESG開示に関する世界的な潮流を汲み取った制度が整備されました。

(3) ESG報告書の提出期限

ESG報告書の提出期限は、年次報告書と同時期とされています。メインボード上場企業であれば、年次報告書の提出期限は、年度決算日から4か月以内です。投資家にとっては、財務報告と合わせて、タイムリーにESG報告書を手続きでき、企業のESGへの取り組みを評価した上での投資意思決定が可能となります。

(4) 導入予定のESG開示に関する強化策

更なる開示の強化策として、IFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board、ISSB）の新しい報告基準に基づき、香港証券市場の全上場企業は、2025年1月1日以降開始事業年度から、スコープ1と2の温室効果ガス排出量開示が追加で要求されます。また、ハンセン総合大型株指数に含まれる大型株発行企業とその他のメインボード上場企業は、2025年1月1日以降開始事業年度から、スコープ3のバリューチェーン排出量に関する報告を含むその他の情報を、「comply or explain」ベースで開示することが要求され、大型株発行企業は2026年1月1日以降開始事業年度から、これらの情報開示が義務化されます。加えて、香港（SAR）政府が2024年12月に発表したロードマップによれば、HKICPAはISSB基準に完全に準拠した香港基準を開発し、2025年8月1日から発効する予定であり、香港証券取引所は、2028年1月1日以降からそれらの香港基準の最終版に従った開示を上場企業などのPublicly accountable entitiesと呼ばれる公的説明責任を負う会社に対して義務付ける予定です。

開示規則における主な要求事項

<p>取締役会のESGに対する声明</p>	<p>取締役会は、ESG報告書において、以下の点を含む声明（Board Statement）を公表することが義務付けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会のESG項目に対する監督 ● 取締役会のESGマネジメントのアプローチと戦略 （ESG項目とそのリスクの評価などに用いられたプロセスを含む） ● 取締役会のESG目標の実現に向けた進捗度のレビュー
<p>レポートニング方針の開示</p>	<p>以下のレポートニング方針に関する開示が義務付けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Materiality（重要課題） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重要課題の識別のプロセスとその基準 ➢ 重要なステークホルダーについての説明とステークホルダー ➢ エンゲージメントの過程・結果 ● Quantitative（定量面） <ul style="list-style-type: none"> ➢ データ開示に利用された基準とメソドロジー ● Consistency（継続性） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 手法やKPIの変更
<p>レポートニング範囲の説明</p>	<p>ESGレポートに含まれる事業体・オペレーションの特定に用いられたプロセス（変更がある場合にはその変更についても）の開示が義務付けられています。</p>
<p>Environmental KPIの達成目標の開示</p>	<p>排出量、エネルギー使用量、水資源の効率化、廃棄削減などの達成目標、及びその達成のためのステップについての開示が義務付けられています。</p>
<p>気候変動についての開示</p>	<p>気候変動に関連して、以下から構成される視点の開示が求められています。（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業に影響を与えた、もしくは与える可能性がある重大な気候変動の問題の特定と軽減化のポリシー ● 企業に影響を与えた、もしくは与えるかもしれない重大な気候変動についてのKPIの説明とその管理のためのアクション

<p>Social KPIの 開示</p>	<p>すべてのSocial KPIについての開示が求められています。(※) これには、サプライチェーン・マネジメントと、役員・従業員に対するアンチ・コラプション（汚職行為防止）のトレーニングに関連するKPIも導入されています。</p>
<p>保証報告書の 取得奨励</p>	<p>企業には独立第三者の保証報告書の入手が奨励されています。 保証報告書を取得する場合には、保証の水準・範囲・プロセスを明確に記載することが義務付けられています。</p>

(※) 「comply or explain」ベースでの要求事項

略語一覧表

会社登記局	会社登記局 (Companies Registry)
商業登記署	商業登記署 (Business Registration Office)
香港会社条例	香港会社条例 (Companies Ordinance)
香港証券取引所	香港証券取引所 (Hong Kong Exchanges and Clearing)
香港稅務条例	香港稅務条例 (Inland Revenue Ordinance)
APA	事前確認制度 (Advance Pricing Arrangement)
CTC	コーポレート・トレジャリー・センター (Corporate Treasury Centre)
HKICPA	香港公認會計士協會 (Hong Kong Institute of Certified Public Accountants)
HKMA	香港金融管理局 (Hong Kong Monetary Authority)
IA	保險業監管局 (Insurance Authority)
IRD	香港稅務局 (Inland Revenue Department)
MPF	強制積立金 (Mandatory Provident Fund)
SFC	香港証券先物委員會 (Securities and Futures Commission of Hong Kong)

KPMG 中国 香港事務所 連絡先

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

パートナー	徐 建邦 (Bayern Chui) bayern.chui@kpmg.com	TEL: +852 2685-7330
シニアマネジャー	梁 秀章 (Deborah Leung) deborah.leung@kpmg.com	TEL: +852 2685-7742
シニアマネジャー	松尾 隼 (まつお るい) rui.matsuo@kpmg.com	TEL: +852 2978-8924
シニアマネジャー	羅 煒程 (Sam Law) sam.law@kpmg.com	TEL: +852 2140-2324
マネジャー	小河 孝之 (おがわ たかゆき) takayuki.ogawa@kpmg.com	TEL: +852 3927-5525
マネジャー	奥村 雅敏 (おくむら まさとし) masatoshi.okumura@kpmg.com	TEL: +852 2685-7584
マネジャー	赤羽 登季代 (あかば ときよ) tokiyo.akaba@kpmg.com	TEL: +852 2978-8247
マネジャー	澤井 雅人 (さわい まさと) masato.sawai@kpmg.com	TEL: +852 2978-8233

香港タックスアラート

英語版: [Hong Kong SAR Tax Insights - KPMG China \(home.kpmg\)](#)

日本語訳版: [香港タックスアラート - 毕马威中国](#)

kpmg.com/cn/socialmedia



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website: <https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Hong Kong (SAR).

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.